

岩見沢市住生活基本計画

だれもが安心して 住みたいと思える 安全で快適な住まいづくり

令和2年3月



岩見沢市

目 次

1章 はじめに	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定体制	2
2章 岩見沢市の住まい・環境を取り巻く現状と課題	3
1 岩見沢市の地域特性	3
2 岩見沢市の住まい・環境を取り巻く現状と課題	5
3 課題の整理	31
3章 住宅政策の目標	32
1 基本理念	32
2 基本目標	32
4章 住宅施策の展開	34
基本目標 1 安全・安心・快適な住まい【適正な住宅供給】	35
基本目標 2 良質な住宅ストックの形成【住宅の質の向上】	38
基本目標 3 地域活性化に向けた住環境形成と住宅産業の振興【地域の住環境形成と産業育成】 ..	42
5章 重要な取り組み	45
重要な取り組み 1 住宅に関する総合窓口の整備	46
重要な取り組み 2 良質な住宅の普及促進	47
重要な取り組み 3 だれもが安心して住み続けられる住環境や産業の促進	48
6章 計画の推進方針	49
1 市民・民間事業者との連携	49
2 北海道・関係機関との連携	49
3 計画の進行管理	49
参 考	50
1 岩見沢市住生活基本計画策定委員会	50
2 岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会	52
3 策定経過	54

※ 図表中における単位未満の数値は原則として四捨五入をしているため、合計と各項目の和が一致しない場合があります。

1章 はじめに

1 計画の背景・目的

岩見沢市では、平成20年度に平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「岩見沢市住宅マスタープラン」を策定し、住宅政策の基本理念・目標を定め、まちなか居住推進ゾーン内に市営住宅北1条団地を建設するなど住宅施策の展開を図ってきました。

また、平成30年度には、市営住宅等における整備の在り方を示す「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、延床面積の削減目標と各団地の事業手法を定めたところです。

岩見沢市住宅マスタープランの策定後、国は平成28年3月に「住生活基本計画（全国計画）」を見直し、北海道は平成29年3月に「北海道住生活基本計画」を見直しています。北海道住生活基本計画では、三つの目標と八つの住宅施策の方向性が示され、「きた住まいる」制度の活用による質の高い住宅ストックの市場形成などの施策を推進しています。

一方で本市においては、人口・世帯数の減少による空き家の増加、少子高齢化の拡大、世帯の小規模化などが進む中で、持続可能な住宅・住環境の形成に向けた取り組みが必要となっています。

岩見沢市住生活基本計画は、住宅・住環境を取り巻く動向を踏まえ、国や北海道、市の上位・関連計画の方針と連携しながら、今後の住宅政策の指針となる計画として策定するものです。

2 計画期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化、事業進捗状況等を踏まえ、定期的に見直しを行います。

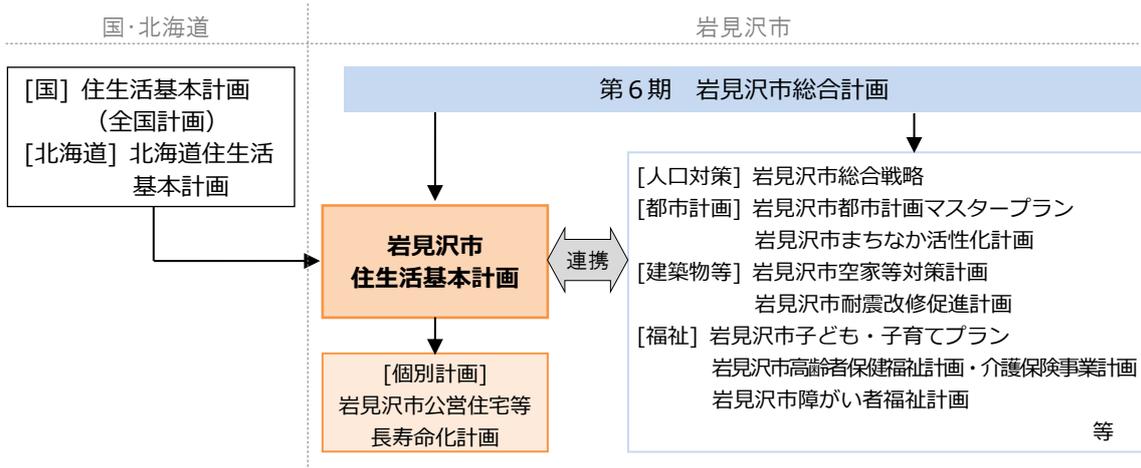
図 1-1 計画期間



3 計画の位置づけ

本計画は、「第6期岩見沢市総合計画」を上位計画とする住宅関連の分野別計画となります。「住生活基本計画（全国計画）」、「北海道住生活基本計画」に則するとともに、都市計画や福祉など各分野の関連計画と連携を図ります。

図 1-2 計画の位置づけ



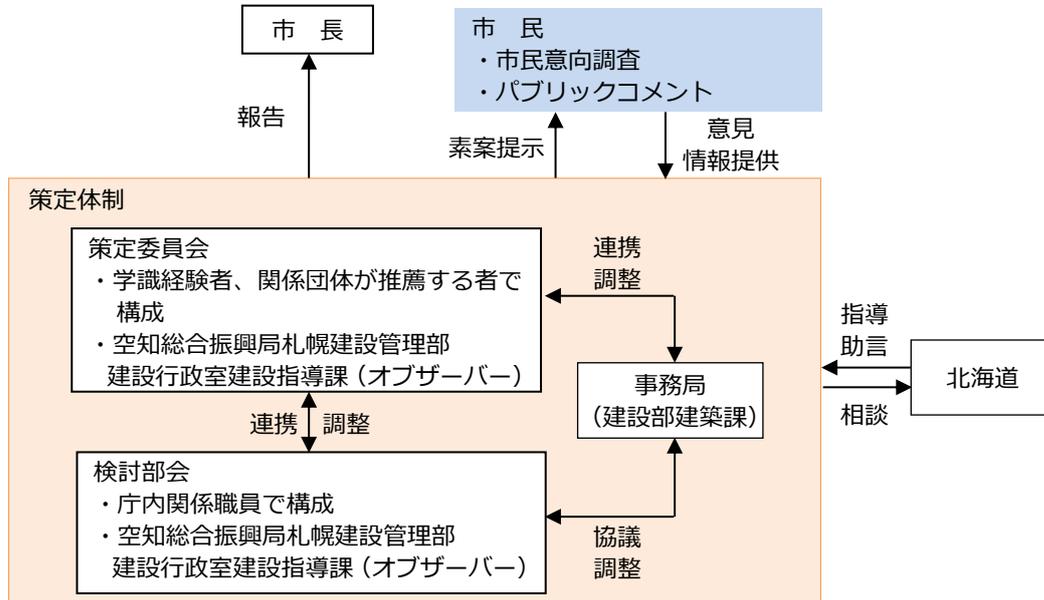
4 計画策定体制

本計画は、学識経験者、関係団体が推薦する者からなる住生活基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において審議します。また、庁内関係職員による庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、協議・調整します。

また、市民アンケート調査を実施し、住宅施策に関する意向等を把握するとともに、計画素案を公表してパブリックコメントを実施します。

事務局は、建設部建築課に設置し、適宜北海道等や関係団体との調整を行います。

図 1-3 策定体制



2章 岩見沢市の住まい・環境を取り巻く現状と課題

1 岩見沢市の地域特性

(1) 位置

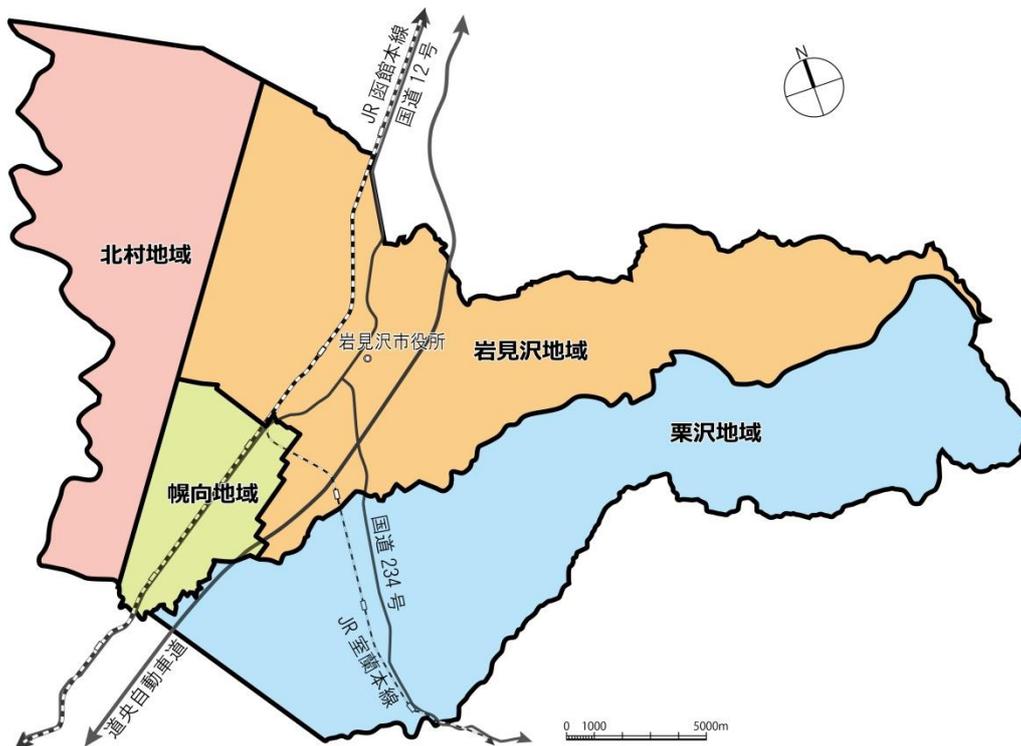
岩見沢市は空知管内に位置し、札幌市の東方約 40km の石狩平野の東部にあり、札幌市と旭川市を結ぶ軸上に位置しています。

市街地の南西側や北村地域は石狩平野が広がり、市街地の東側や栗沢地域は、なだらかな丘陵地が広がっています。また、夕張市にかけては山地となっています。

図 2-1 岩見沢市の位置



図 2-2 岩見沢市内の地域区分



(2) 気候

岩見沢市は、道内においても雪が多い地域であり、平成26年から平成30年の5年間の最深積雪は、平成29年を除き120cmを超えています。

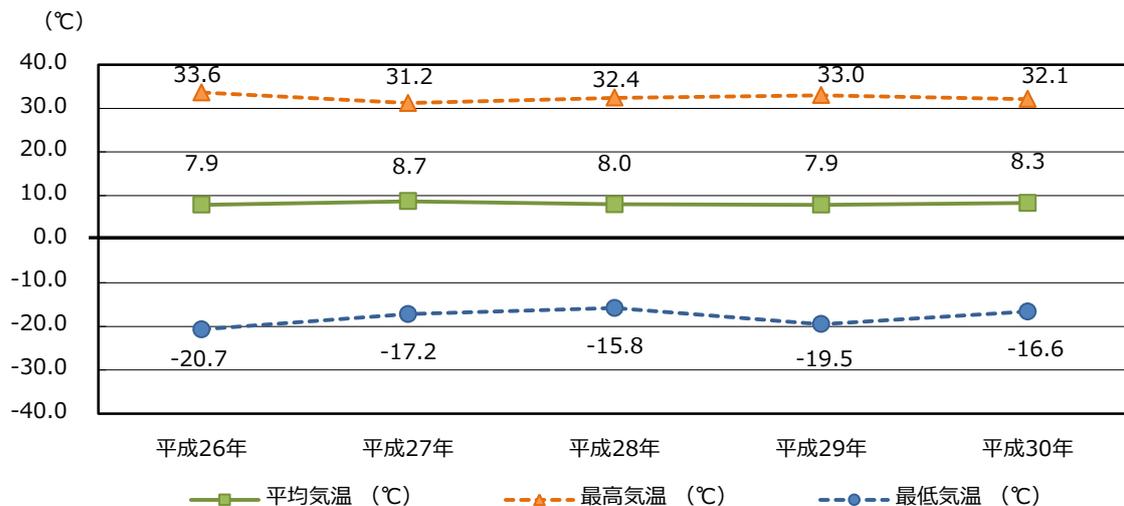
また、寒暖の差が大きく、夏季の最高気温は30℃を超える一方で、冬季の最低気温は-20℃近くまで下がります。

表 2-1 年次別気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	年間 日照 時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)				
平成26年	1,227.5	7.9	33.6	-20.7	3.4	1,927.5	696	144
平成27年	1,251.0	8.7	31.2	-17.2	3.4	1,747.1	508	121
平成28年	1,490.0	8.0	32.4	-15.8	3.5	1,692.5	657	142
平成29年	1,278.0	7.9	33.0	-19.5	3.3	1,773.0	497	64
平成30年	1,453.0	8.3	32.1	-16.6	3.3	1,618.1	723	132
平均	1,339.9	8.2	32.5	-18.0	3.4	1,751.6	616	121

資料：気象庁ホームページ

図 2-3 年次別気温の状況



2 岩見沢市の住まい・環境を取り巻く現状と課題

本市の住生活を取り巻く現状や市民意向などを踏まえた課題を整理します。

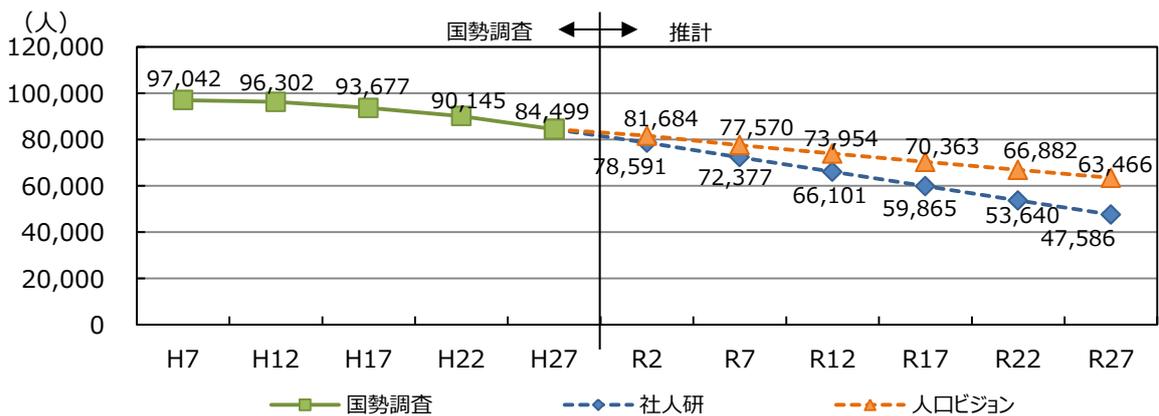
(1) 人口・世帯数の減少と少子高齢化の現状

a. 総人口

国勢調査による人口は平成 27 年で 84,499 人、平成 7 年から平成 27 年の 20 年間の推移をみると 12,543 人（約 13%）の減少となっています。

将来人口をみると、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による推計値は令和 7 年で 72,377 人、令和 12 年で 66,101 人となっています。また、「岩見沢市人口ビジョン」では、将来的な出生率向上を踏まえた目標値を設定し、令和 7 年で 77,570 人、令和 12 年で 73,954 人となっており、令和 12 年時点では社人研の推計値より約 7,800 人上回っています。

図 2-4 岩見沢市の人口推移及び将来人口推計

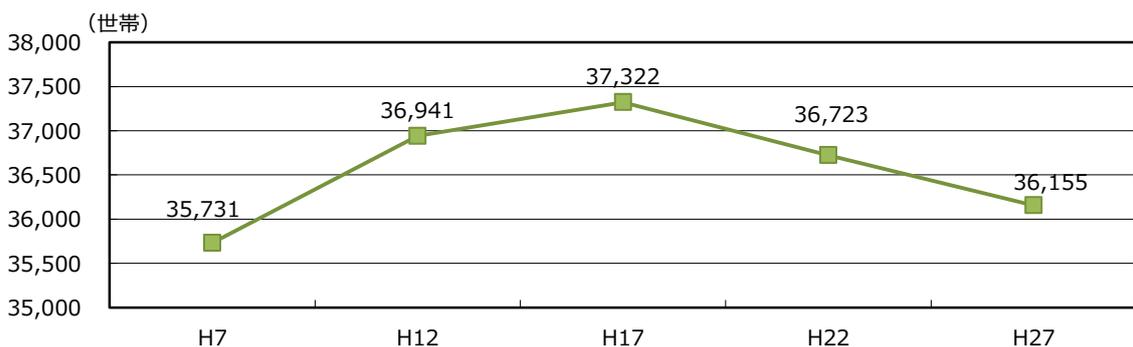


資料：平成 7～27 年 国勢調査結果（総務省統計局）、令和 2～27 年 国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30 年 3 月推計）、岩見沢市人口ビジョン

b. 総世帯数

国勢調査による世帯数は平成 27 年で 36,155 世帯ですが、平成 17 年をピークに減少しており、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 1,167 世帯（約 3%）の減少となっています。

図 2-5 岩見沢市の世帯数の推移



資料：平成 7～27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

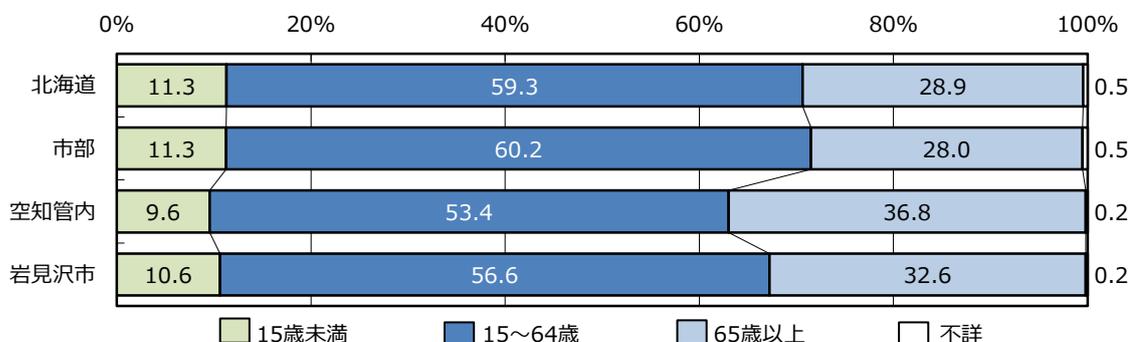
c. 年齢別人口

年齢別人口は、平成 27 年で年少人口（15 歳未満）が 10.6%（8,983 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 56.6%（47,848 人）、高齢者人口（65 歳以上）が 32.6%（27,503 人）となっています。

全道、市部、空知管内と構成比を比べると、全道・市部に比べ少子高齢化が進展しています。

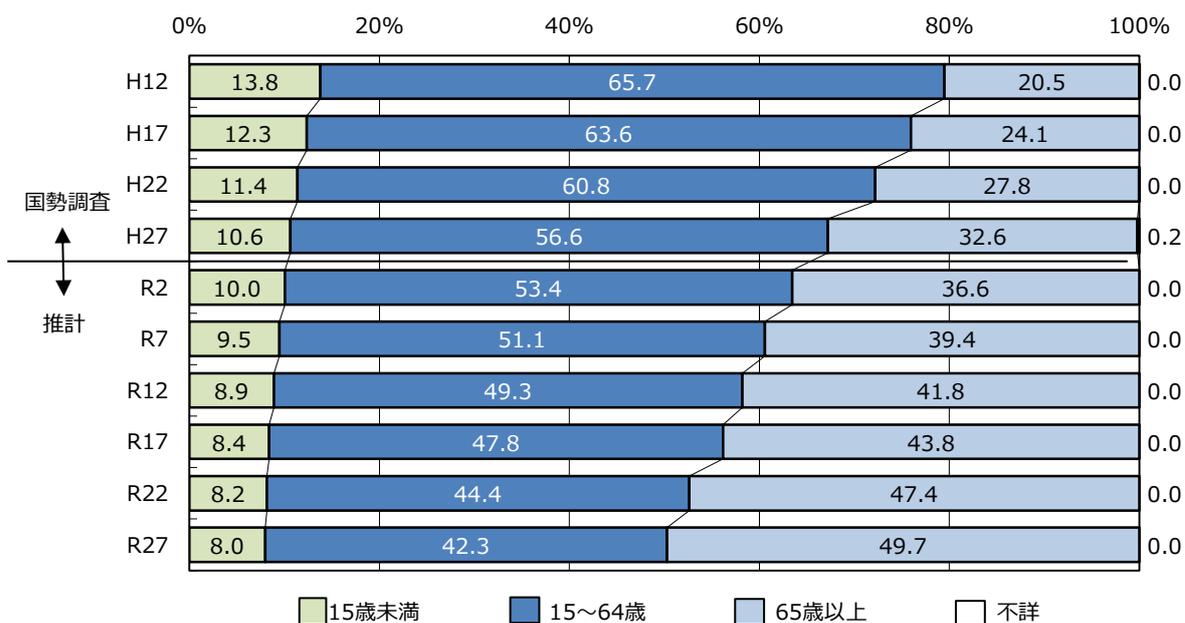
平成 12 年から平成 27 年の 15 年間の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は実数、構成比ともに減少傾向で、高齢者人口は実数、構成比ともに増加傾向にあります。高齢者人口率は 20.5%から 32.6%と 15 年間で約 12 ポイント増加しており、社人研の推計によると令和 12 年では年少人口が 1 割を切る一方で、高齢者人口は 4 割を超えると見込まれ、今後も少子化が一層進むと考えられます。

図 2-6 年齢別人口構成比の比較



資料：平成 27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-7 年齢別人口構成比の推移



資料：平成 12～27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

令和 2～27 年 国立社会保障・人口問題研究所の推計値

d. 高齢者向け住宅と施設の現状

岩見沢市における高齢者向けの住まいは、27,503 人の高齢者（平成 27 年国勢調査）に対して 923 人程度（平成 31 年度見込み）が確保されています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）」では、認知症などにより、在宅での暮らしが困難な高齢者が共同生活できるような認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護付き有料老人ホームの整備の促進と、ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅によって高齢者の多様な住まいの確保に努めています。

表 2-2 高齢者向け住まいの見込み

区分		平成 29 年度 (見込み)		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
養護老人ホーム		0	0	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	A 型	1	50	1	50	1	50	1	50
	ケアハウス	1	80	1	80	1	110	1	110
生活支援ハウス		1	20	1	20	1	20	1	20
有料老人ホーム	住宅型	4	71	4	71	4	71	4	71
	介護付	6	273	7	333	7	333	7	333
サービス付き高齢者向け住宅		9	339	9	339	9	339	9	339

※定員数には、特定施設（介護保険適用施設）分を含む

出典：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）（岩見沢市）

（注）養護老人ホーム：

環境上の理由や経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的とした施設で、老人福祉法による保護措置費により運営される。

軽費老人ホーム（A 型）：

高齢で身寄りのない方や家族との同居が困難な方に対して、入浴や食事などのサービスを提供することにより、自立生活を支援するための施設。介護の必要がある高齢者は入居ができない。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：

虚弱で、自炊や入浴など、自宅での生活に不安があり、家庭環境等により家族の援助が得られない高齢者が対象で、自立生活を援助するための浴室や食堂等の必要な設備が整えられた施設。また、介護が必要になった場合は、入居したまま介護サービスを受けることができる。

生活支援ハウス：

介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する小規模多機能施設。

有料老人ホーム：

高齢者のための住居。老人を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理の供与をする事業を行う施設。

住宅型：主に自立度の高い高齢者を対象としている施設。介護の必要がある高齢者は外部の介護サービスを利用する。

介護付：介護保険制度上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設。

サービス付き高齢者向け住宅：

高齢者を入居させ、安否確認及び生活相談サービスが提供される住宅。その他生活支援や介護・医療サービスの提供等は様々で、家賃等と共に登録情報が公開される。

e. 通勤状況

市民の通勤状況は、平成 27 年で市内への通勤が 28,762 人 (76.0%)、札幌市へ 2,876 人 (7.6%)、三笠市へ 1,012 人 (2.7%)、美唄市へ 888 人 (2.3%) となっています。

反対に、市外からの通勤者は札幌から 1,570 人 (4.5%)、三笠市から 832 人 (2.4%)、美唄市から 817 人 (2.3%) となっています。

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間では、市内の通勤者率が減少し、札幌から岩見沢市への通勤者の割合が増加しています。

表 2-3 岩見沢市に居住している人の通勤状況 (15 歳以上の就業者数)

従業地 年	岩見沢市	札幌市	三笠市	美唄市	空知管内 その他	道内 その他	道外	不詳	計
H17	33,560 79.0%	3,487 8.2%	1,361 3.2%	872 2.1%	1,560 3.7%	1,601 3.8%	51 0.1%	0 0.0%	42,492 100.0%
H27	28,762 76.0%	2,876 7.6%	1,012 2.7%	888 2.3%	1,619 4.3%	1,625 4.3%	69 0.2%	994 2.6%	37,845 100.0%

資料：平成 17 年、27 年 国勢調査結果 (総務省統計局)

表 2-4 岩見沢市で就労している人の居住先 (常住地別 15 歳以上の就業者数)

常住地 年	岩見沢市	札幌市	三笠市	美唄市	空知管内 その他	道内 その他	道外	不詳	計
H17	33,560 85.5%	1,542 3.9%	934 2.4%	909 2.3%	920 2.3%	1,363 3.5%	23 0.1%	0 0.0%	39,251 100.0%
H27	28,762 81.7%	1,570 4.5%	832 2.4%	817 2.3%	805 2.3%	1,387 3.9%	25 0.1%	994 2.8%	35,192 100.0%

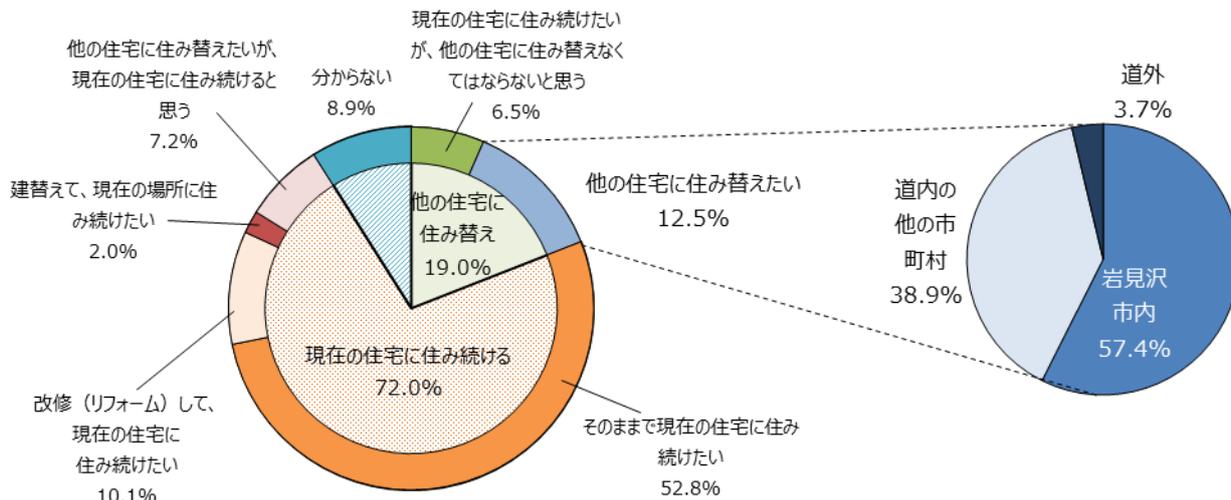
資料：平成 17 年、27 年 国勢調査結果 (総務省統計局)

f. 住宅の住み替え意向・希望の住み替え先

令和元年 9 月に実施した住宅・住環境に関する市民アンケート調査 (以下、「アンケート」) では、「現在の住宅に住み続けたいが、他の住宅に住み替えなくてはならないと思う」と「他の住宅に住み替えたい」を合わせた 19.0%が、将来的な他の住宅への住み替えを考えています。

また、「他の住宅に住み替えたい」の 42.6%が「道内の他の市町村」若しくは「道外」を希望しています。

図 2-8 住宅の住み替え意向・希望の住み替え先 (アンケート)



また、年代別の住み替え意向をみると、「他の住宅に住み替えたい」は39歳以下の回答の32.1%となっており、他の世代に比べ高くなっています。

また、住み替え先の希望の住宅の種類をみると、39歳以下は「新築住宅（戸建て）」が39歳以下の56.3%、「中古住宅（戸建て）」が同18.8%であり、約75%が持ち家取得の意向を示しています。

表 2-5 年代別住宅の住み替え意向

		そのまま 現在の住宅 に住み続けたい	改修（リフォーム） して、現在の住宅 に住み続けたい	建替えて、現在の 場所に 住み続けたい	他の住宅 に住み替えたい	現在の住宅 に住み続けたいが、他の 住宅に住み替えなくては ならないと思う	他の住宅 に住み替えたいが、 現在の住宅に住み 続けると思う	分からない	合計
全体		236 52.8%	45 10.1%	9 2.0%	56 12.5%	29 6.5%	32 7.2%	40 8.9%	447 100.0%
年齢別	～39歳	20 35.7%	3 5.4%	1 1.8%	18 32.1%	4 7.1%	3 5.4%	7 12.5%	56 100.0%
	40～64歳	62 44.0%	19 13.5%	2 1.4%	16 11.3%	10 7.1%	17 12.1%	15 10.6%	141 100.0%
	65歳以上	123 62.4%	19 9.6%	6 3.0%	15 7.6%	10 5.1%	10 5.1%	14 7.1%	197 100.0%

※年齢別は年齢無回答を除く

※グラフは P17 図 2-16 参照

表 2-6 年代別住み替え先の希望の住宅の種類（「他の住宅に住み替えたい」回答者）

		新築住宅（戸建て）	中古住宅（戸建て）	その他住宅（共同住宅）	民営の賃貸住宅（戸建て）	民営の賃貸住宅（共同住宅）	道営・市営住宅	サービス付き高齢者向け住宅	老人ホーム、グループホーム等の福祉施設	その他	合計
全体		15 29.4%	8 15.7%	4 7.8%	4 7.8%	10 19.6%	5 9.8%	3 5.9%	1 2.0%	1 2.0%	51 100.0%
年齢別	～39歳	9 56.3%	3 18.8%	1 6.3%	0 0.0%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
	40～64歳	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	2 13.3%	3 20.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
	65歳以上	2 13.3%	2 13.3%	1 6.7%	1 6.7%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	15 100.0%

※年齢別は年齢無回答を除く

※グラフは P17 図 2-17 参照

課題 1 人口・世帯数の減少と少子高齢化への対応

- 人口・世帯数の減少と少子高齢化が進行する中で、子育て世帯や高齢者などだれもが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。
- 市外からの移住や市民の定住意向の増加につながる移住・定住対策への取り組みが求められています。

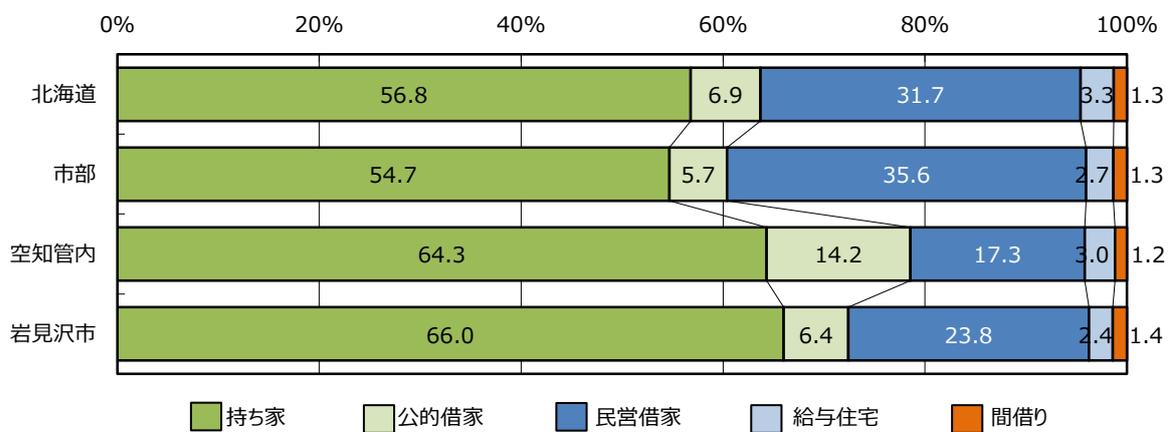
(2) 市営住宅等の現状

a. 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯構成比は平成 27 年で、持ち家が 66.0% (23,586 世帯)、公営・都市機構・公社の借家（以下「公的借家」という。）は 6.4% (2,290 世帯)、民営借家は 23.8% (8,532 世帯)、給与住宅は 2.4% (846 世帯) となっています。

全道、市部、空知管内と比べると、公的借家は概ね全道と同程度です。

図 2-9 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：平成 27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

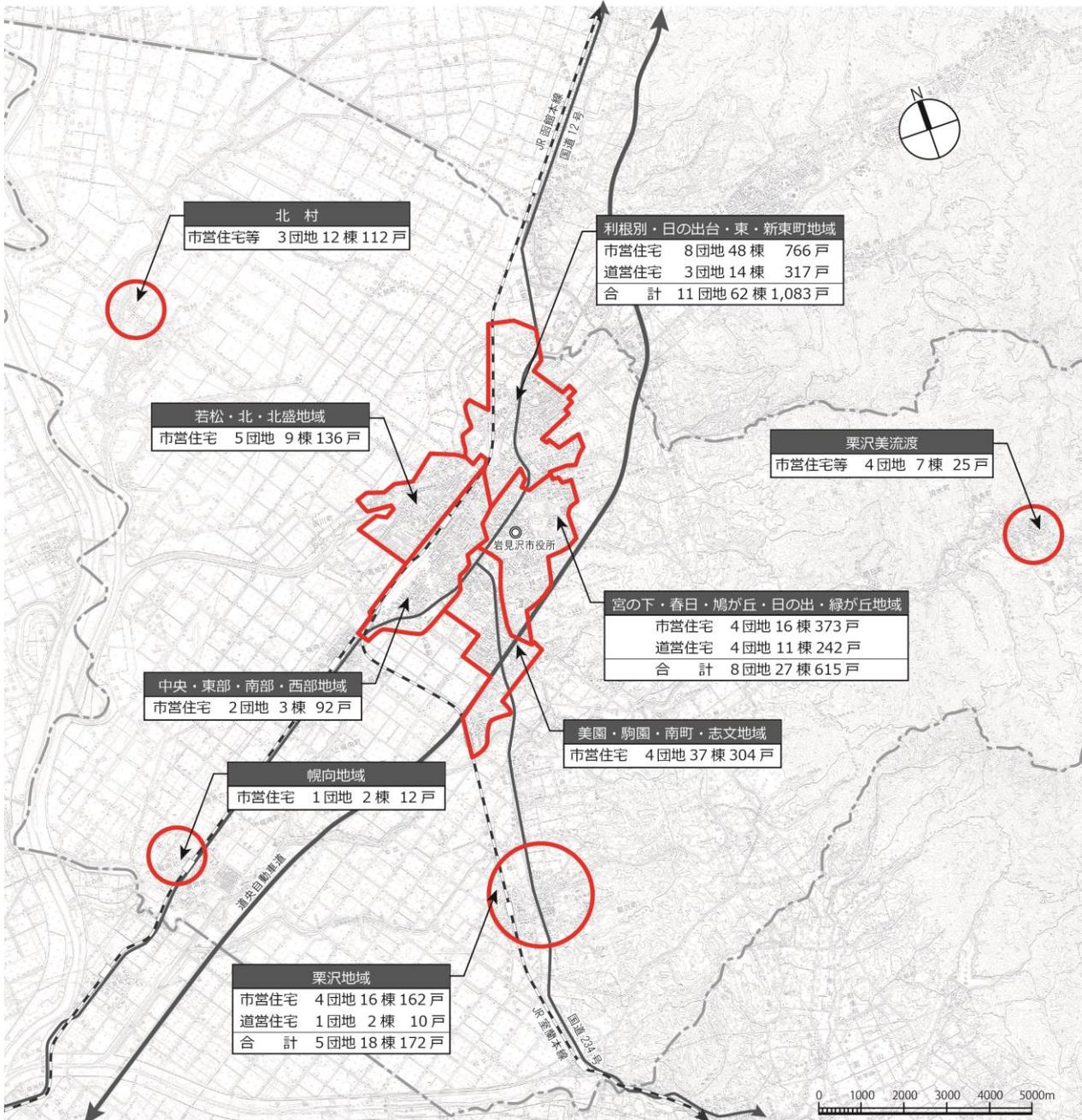


b. 市営住宅等の供給状況

市内の公営住宅等は平成30年度末現在、市営住宅等が35団地150棟1,982戸、道営住宅が8団地27棟569戸あり、合わせて177棟2,551戸が供給されています。市営住宅等と道営住宅の戸数比率は8：2です。

公営住宅等の多くが岩見沢市街地郊外に立地し、志文、栗沢、美流渡、北村地域にも点在しています。近年は、平成23年度に北1条団地、平成29年度に2条団地が中心市街地に竣工、また、郊外にも平成26年度に北5条団地、平成28年度には栗沢栄団地が竣工しており、需要に沿った配置に努めています。

図 2-10 公営住宅等の立地状況



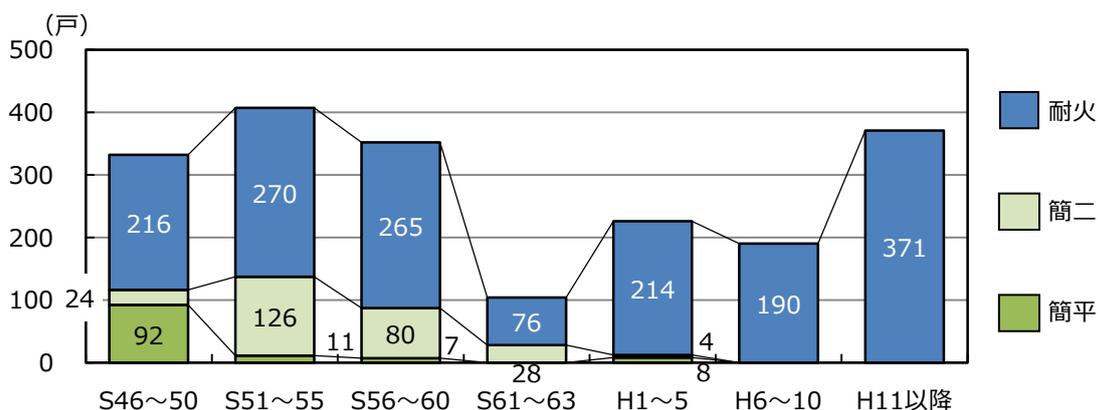
資料：平成30年度末現在

c. 構造、竣工年度

市営住宅等 1,982 戸の構造種別は、簡易耐火構造平屋建て（簡平）が 118 戸（6.0%）、簡易耐火構造二階建て（簡二）が 262 戸（13.2%）、耐火構造（耐火）が 1,602 戸（80.8%）となっています。

構造別の竣工年度をみると、簡平・簡二は昭和 46 年度から平成 3 年度、耐火は昭和 47 年度以降であり、平成 4 年度以降は全て耐火となっています。なお、昭和 55 年度以前が 739 戸（37.3%）を占めており、老朽化が進んでいます。

図 2-11 構造別整備戸数



資料：平成 30 年度末現在

d. 入居状況

平成 30 年 6 月現在、市営住宅等 1,982 戸のうち入居世帯は 1,687 世帯で政策空家 108 戸を除く入居率は 90.0%です。

市営住宅等入居世帯 1,687 世帯のうち、子育て世帯（15 歳未満の子どもがいる世帯）は 14.8%（250 世帯）です。

高齢世帯（65 歳以上の高齢者のいる世帯）は 59.4%（1,002 世帯）です。

e. 募集・応募の状況

市営住宅等（公営・改良住宅）における直近 3 年間（平成 27~29 年度）の募集・応募の状況をみると、平均で 94 戸／年程度募集しています。募集に対する応募倍率は 1.7 倍となっています。

団地別にみると、平均応募倍率が最も高い団地は北 1 条団地の 12.5 倍であり、唯一 10 倍を超えています。また、平均応募倍率が 1 倍を下回っている団地が 10 団地あり、特に、ひばりヶ丘団地及び美流渡福寿団地は募集に対して応募がないなど団地によって開きがみられます。

なお、単独住宅の北村勤労者住宅については、随時、募集を行っています。

表 2-7 年度別団地別募集・応募の状況 (単位：戸、件、倍)

住宅区分	地区	団地名	H27年度			H28年度			H29年度			合計			平均	
			募集戸数	申込件数	倍率	募集戸数	申込件数	倍率	募集戸数	申込件数	倍率	募集戸数	申込件数	倍率	募集戸数	申込件数
公営住宅	岩見沢	美鳩	1	2	2.0	4	3	0.8	4	0	0.0	9	5	0.6	3.0	1.7
		6条東				1	0	0.0	5	4	0.8	6	4	0.7	3.0	2.0
		6条中央	1	5	5.0	1	0	0.0	2	1	0.5	4	6	1.5	1.3	2.0
		5条東	4	2	0.5	3	1	0.3	7	2	0.3	14	5	0.4	4.7	1.7
		2条							6	13	2.2	6	13	2.2	6.0	13.0
		3条西16	3	5	1.7	1	0	0.0	2	3	1.5	6	8	1.3	2.0	2.7
		春日				2	5	2.5	1	0	0.0	3	5	1.7	1.5	2.5
		北2条										0	0			
		北5条				1	7	7.0				1	7	7.0	1.0	7.0
		美園										0	0			
		さくら木										0	0			
		日の出南	4	10	2.5	14	8	0.6	7	7	1.0	25	25	1.0	8.3	8.3
		日の出北	6	5	0.8	5	2	0.4	6	4	0.7	17	11	0.6	5.7	3.7
		日の出北	10	73	7.3	9	75	8.3	11	66	6.0	30	214	7.1	10.0	71.3
		第1楓	5	3	0.6	2	4	2.0	4	5	1.3	11	12	1.1	3.7	4.0
		第2楓	3	6	2.0	1	0	0.0	7	7	1.0	11	13	1.2	3.7	4.3
		東町	26	10	0.4	12	7	0.6	5	0	0.0	43	17	0.4	14.3	5.7
		志文										0	0			
		こぶし	1	1	1.0	1	0	0.0	3	0	0.0	5	1	0.2	1.7	0.3
		北幌向										0	0			
		元町				4	6	1.5	1	0	0.0	5	6	1.2	2.5	3.0
		第3東町	9	22	2.4	6	19	3.2	4	14	3.5	19	55	2.9	6.3	18.3
		北1条	1	14	14.0	2	27	13.5	1	9	9.0	4	50	12.5	1.3	16.7
		北村	北村栄									0	0			
			北栄				3	5	1.7	2	0	0.0	5	5	1.0	2.5
		栗沢	栗沢栄				5	10	2.0				5	10	2.0	5.0
弥生ヶ丘	11		7	0.6	8	0	0.0	12	5	0.4	31	12	0.4	10.3	4.0	
必成										0	0					
ひばりヶ丘					2	0	0.0				2	0	0.0	2.0	0.0	
美流渡錦										0	0					
美流渡栄										0	0					
美流渡福寿								3	0	0.0	3	0	0.0	3.0	0.0	
公営住宅計			85	165	1.9	87	179	2.1	93	140	1.5	265	484	1.8	88.3	161.3
改良住宅	岩見沢	美園(改良)	9	6	0.7	3	2	0.7	6	2	0.3	18	10	0.6	6.0	3.3
合計			94	171	1.8	90	181	2.0	99	142	1.4	283	494	1.7	94.3	164.7

課題2 老朽化が進む市営住宅等への対応

- 平成30年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯数の減少や需要を踏まえて老朽化した市営住宅などについては、計画的に集約・再編を進める必要があります。

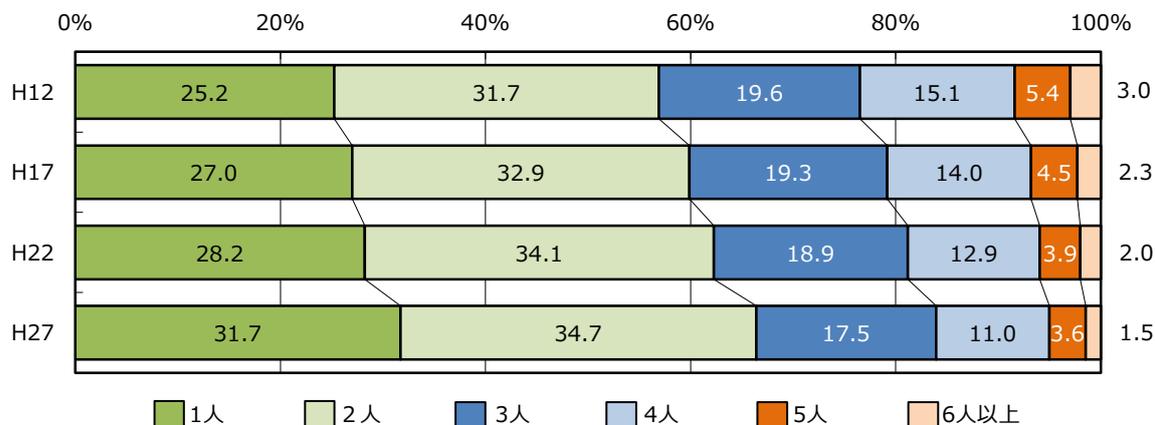
(3) 世帯・住宅ニーズの現状

a. 世帯人員別世帯数

世帯人員別世帯構成比は、平成27年で「2人世帯」が34.7%（12,514世帯）と最も高く、以下、「1人世帯」が31.7%（11,431世帯）、「3人世帯」が17.5%（6,325世帯）となっており、2人以下の小規模世帯が66.4%です。

15年間（平成12～27年）の推移をみると、「1人世帯」及び「2人世帯」が増加、3人以上の世帯は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

図 2-12 世帯人員別世帯数の推移



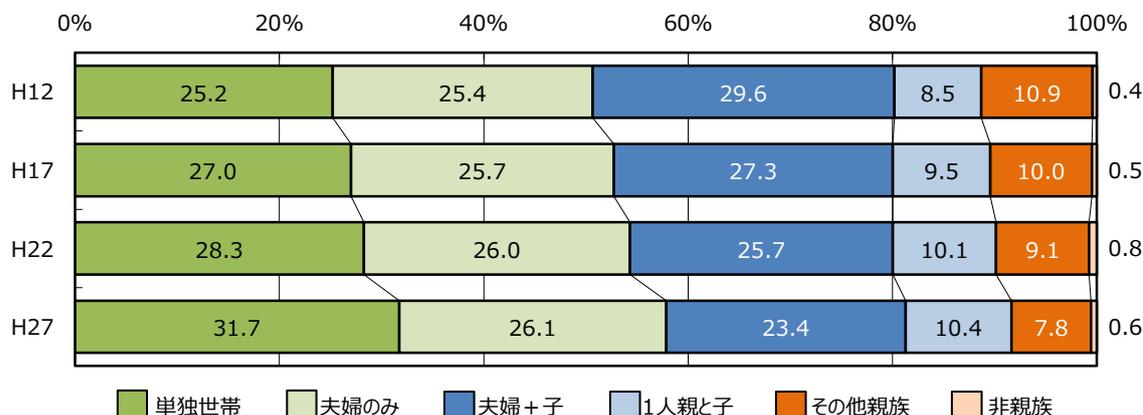
資料：平成12～27年 国勢調査結果（総務省統計局）

b. 家族類型別世帯数

家族類型別世帯構成比は、平成27年で「単独世帯」が31.7%（11,431世帯）と最も高く、以下、「夫婦のみ世帯」が26.1%（9,418世帯）、「夫婦+子世帯」が23.4%（8,456世帯）となっています。

15年間（平成12～27年）の推移をみると、「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」及び「1人親と子世帯」が増加し、「夫婦+子世帯」は減少しています。

図 2-13 家族類型別世帯数の推移



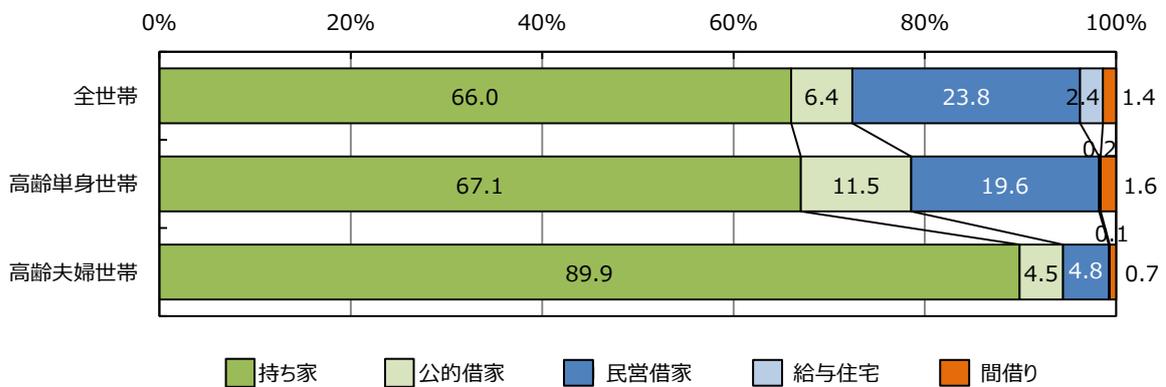
資料：平成12～27年 国勢調査結果（総務省統計局）

c. 高齢世帯の居住状況

平成 27 年における 65 歳以上の高齢単身世帯の住宅所有関係別世帯構成比をみると、持ち家が 67.1% (3,493 世帯)、公的借家は 11.5% (600 世帯)、民営借家は 19.6% (1,022 世帯) であり、全世帯における構成比に比べ公的借家が高く、民営借家が低くなっています。

また、65 歳以上の高齢夫婦世帯の住宅所有関係別世帯構成比は、持ち家が 89.9% (4,471 世帯)、公的借家が 4.5% (225 世帯)、民営借家が 4.8% (238 世帯) であり、全世帯に比べ持ち家が特に高く、公的借家・民営借家が低くなっています。

図 2-14 高齢単身・高齢夫婦世帯の住宅所有関係別世帯数構成比の比較



資料：平成 27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

d. 最低居住面積水準

最低居住面積水準達成状況は 94.9% であり、全道の 93.1% を上回っています。

民営借家の最低居住面積水準達成状況が 88.0% であり、他に比べ低くなっています。

表 2-8 最低居住面積水準達成状況の比較 (単位：世帯)

		主世帯総数	持ち家	借家 計				
				公営借家	公団・公社	民営借家	給与住宅	
北海道	総数	2,416,700	1,359,400	998,600	155,500	6,300	770,900	65,900
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
岩見沢市	最低居住水準以上	2,250,700	1,351,500	899,200	149,300	6,100	682,500	61,300
		93.1%	99.4%	90.0%	96.0%	96.8%	88.5%	93.0%
岩見沢市	総数	36,340	23,980	11,810	1,900	-	9,150	770
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%
岩見沢市	最低居住水準以上	34,480	23,860	10,630	1,810	-	8,050	770
		94.9%	99.5%	90.0%	95.3%	-	88.0%	100.0%

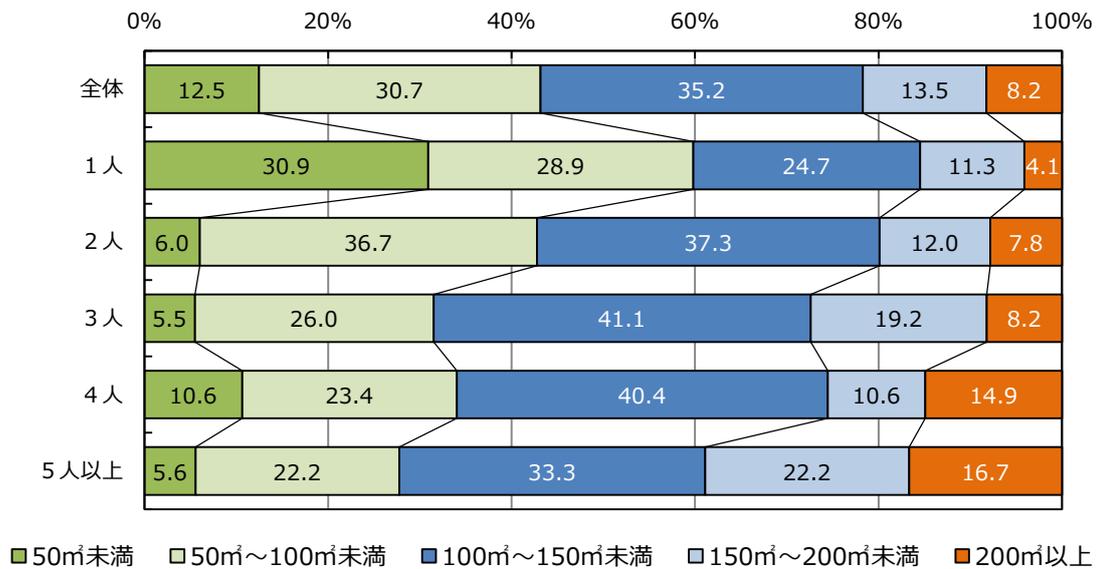
(注) 最低居住水準：すべての世帯において最低限度、確保されるべき居住水準
 ※住宅・土地統計調査は標本調査（母集団から標本を抽出して調査し、統計学的に推定する方法）であるため、数値は標本誤差を含んでいる。以下、当該調査については同じ。

資料：平成 30 年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

e. 世帯人数別住宅総床面積

アンケートにおける回答世帯人数別の住宅の総床面積を見ると、1人世帯で「200㎡以上」が4.1%であるのに対して、4人世帯で「50㎡未満」が10.6%となっており、世帯人数と住宅の広さについて相違があります。

図 2-15 世帯人数別住宅総床面積（アンケート）



f. 年代別住宅の住み替え意向

アンケートでは、39歳以下は「他の住宅に住み替えたい」が32.1%と他の年代より高い一方で、65歳以上は「そのまま現在の住宅に住み続けたい」が62.4%と他の年代より高くなっています。

39歳以下で住み替えたいと回答した世帯の希望の住宅の種類は、「新築住宅(戸建て)」が半数を超えています。

図 2-16 住宅の住み替え意向 (アンケート)

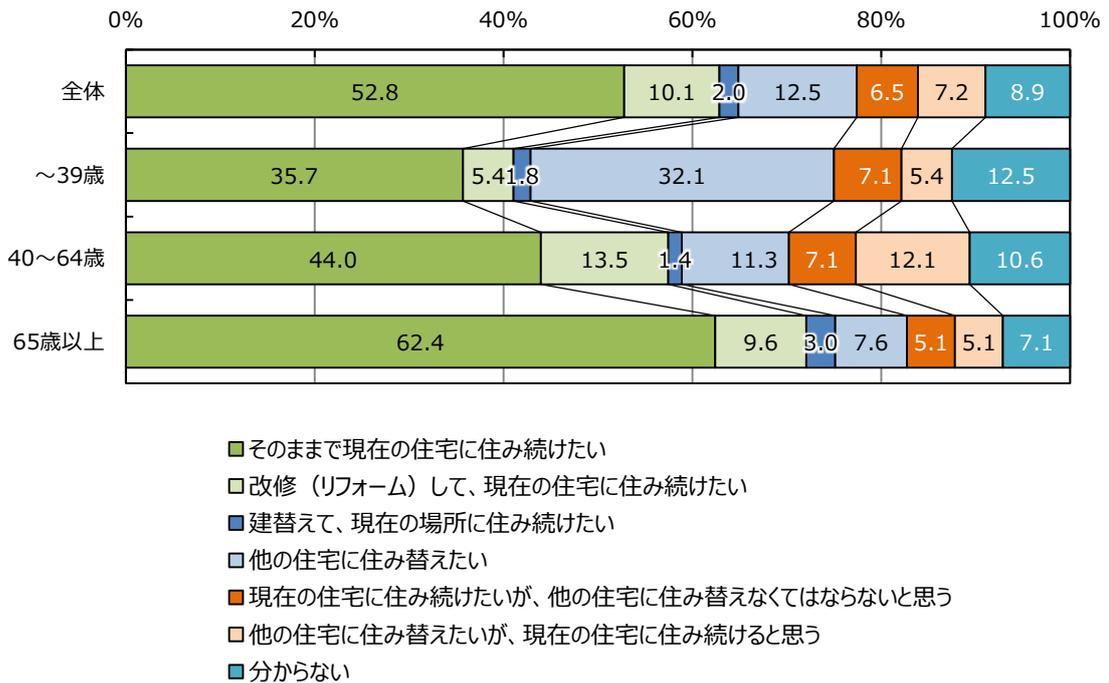
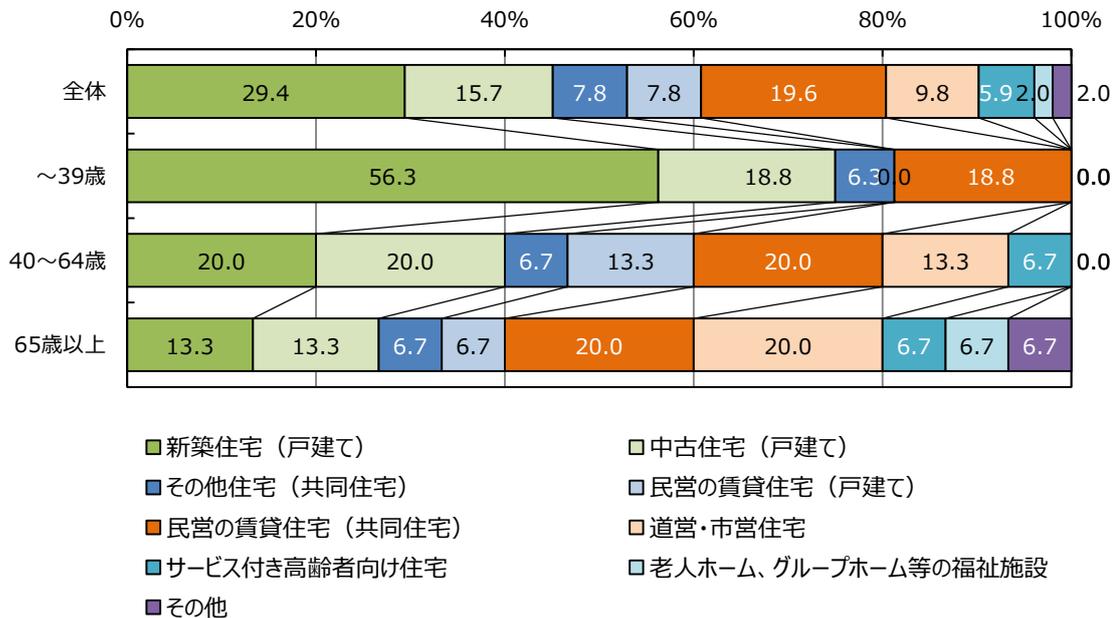


図 2-17 希望の住宅の種類 (アンケート)

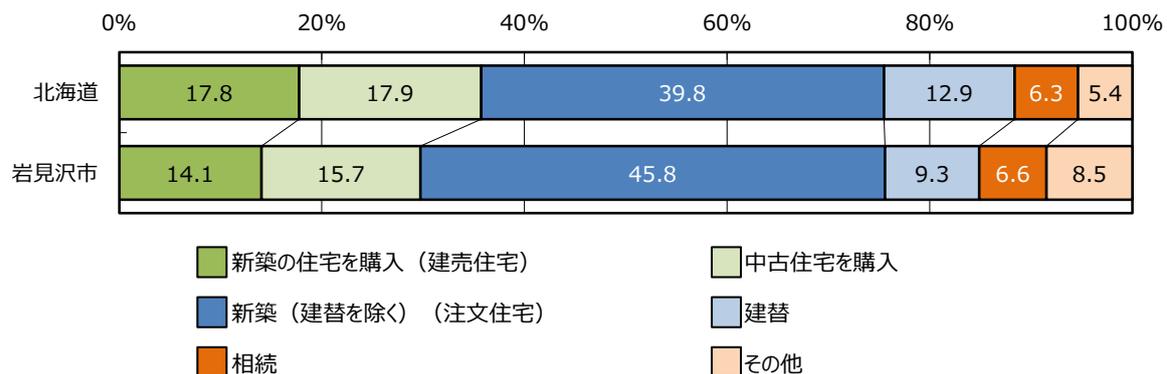


g. 持ち家取得の状況

持ち家取得の状況を見ると、平成30年で「新築（建替を除く）」（注文住宅）が45.8%（10,990戸）と最も高く、以下、「中古住宅を購入」が15.7%（3,760戸）、「新築の住宅を購入」（建売住宅）が14.1%（3,370戸）となっています。

全道に比べ、「新築（建替を除く）」（注文住宅）の割合が高く、「中古住宅を購入」、「新築の住宅を購入」（建売住宅）の割合が低くなっています。

図 2-18 持ち家取得の状況の比較



資料：平成30年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

表 2-9 持ち家取得の状況の比較

	新築の住宅 を購入 （建売住宅）	中古住宅を 購入	新築 （建替を除く） （注文住宅）	建替	相続	その他	総数
北海道	241,700 17.8%	243,900 17.9%	540,600 39.8%	175,100 12.9%	85,100 6.3%	73,100 5.4%	1,359,500 100.0%
岩見沢市	3,370 14.1%	3,760 15.7%	10,990 45.8%	2,230 9.3%	1,590 6.6%	2,030 8.5%	23,970 100.0%

資料：平成30年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

課題3 多様な住宅ニーズに対する住宅供給

- 世帯の小規模化や世帯構成の変化に伴い、住宅ニーズも多様化していることから、住宅の住み替えが容易にできる環境整備が求められています。
- 持ち家の取得を希望する世帯に対しては、定住化促進のための支援を進める必要があります。

(4) 住宅ストックの現状

a. 住宅数・空家数

住宅・土地統計調査による住宅数は平成30年で41,610戸であり、そのうち空き家は5,260戸、空家率は12.6%となっています。

空家率は全道と比べて低く、平成25年から1.5ポイント高くなっています。

空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が2,550戸(48.5%)ある一方で、市場に流通していない「その他の住宅」も2,580戸(49.0%)あります。

表 2-10 住宅数、空家率の比較

	a.普通世帯数 (世帯)	b.住宅数 (戸)	c.空家数 (戸)	d=b-a 住宅の過不足 (戸)	e=b/a 住宅の過不足率 (%)	f=c/b 空家率 (%)
北海道	2,425,600	2,807,200	379,800	381,600	115.7%	13.5
岩見沢市	36,460	41,610	5,260	5,150	114.1%	12.6

資料：平成30年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

※住宅・土地統計調査は標本調査（母集団から標本を抽出して調査し、統計学的に推定する方法）であるため、数値は標本誤差を含んでいる。以下、当該調査については同じ。

表 2-11 住宅数、空家率の推移

	a.普通世帯数 (世帯)	b.住宅数 (戸)	c.空家数 (戸)	d=b-a 住宅の過不足 (戸)	e=b/a 住宅の過不足率 (%)	f=c/b 空家率 (%)
H20	37,100	41,480	4,610	4,380	111.8%	11.1
H25	37,140	41,700	4,630	4,560	112.3%	11.1
H30	36,460	41,610	5,260	5,150	114.1%	12.6

資料：平成20～30年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

表 2-12 空家の内訳（平成30年）

	空家総数	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
北海道	379,800	8,900	204,600	9,000	157,300
	100.0%	2.3%	53.9%	2.4%	41.4%
岩見沢市	5,260	40	2,550	90	2,580
	100.0%	0.8%	48.5%	1.7%	49.0%

二次的住宅：別荘、ふだん住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊りしている人がいる住宅

賃貸・売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸・売却のために空家になっている住宅

その他の住宅：上記以外の住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

資料：平成30年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

「岩見沢市空家等対策計画」によると、市内全域を対象とした空家等実態調査（平成29年度）では、867戸の空き家等があり、そのうち住宅は、789戸（戸建て、平屋建長屋、住宅・店舗併用、共同住宅の計）となっています。

なお、住宅・土地統計調査による空家戸数との乖離がありますが、その主たる要因としては、住宅・土地統計調査は標本調査（母集団から標本を抽出して調査し、統計学的に推定する方法）、空家等実態調査は「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」に基づく立入調査であるため調査手法が異なること、また、空家等実態調査では、「1年間を通じて使用実績がない建築物」としていますが、住宅・土地統計調査では、1年未満の住宅等が含まれていることが考えられます。

表 2-13 空家等の現状

建物種別	戸数		空家以外		空家戸数		うち破損あり	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
調査戸数	1,628	100.0%	761	46.7%	867	53.3%	275	31.7%
戸建	1,112	68.3%	400	52.6%	712	82.1%	222	80.7%
平屋建長屋	34	2.1%	18	2.4%	16	1.9%	7	2.5%
住宅・店舗併用	64	3.9%	36	4.7%	28	3.2%	11	4.0%
店舗	73	4.5%	38	5.0%	35	4.0%	10	3.6%
事務所	35	2.1%	22	2.9%	13	1.5%	6	2.2%
共同住宅	103	6.3%	70	9.2%	33	3.8%	9	3.3%
ビル	6	0.4%	1	0.1%	5	0.6%	3	1.1%
倉庫	68	4.2%	48	6.3%	20	2.3%	6	2.2%
車庫・物置	6	0.4%	5	0.7%	1	0.1%	0	0.0%
その他	127	7.8%	123	16.1%	4	0.5%	1	0.4%

出典：岩見沢市空家等対策計画



本市でこれまでに行っている空き家等に関する取り組みは次のとおりとなっています。

表 2-14 空き家等に関する取り組み

管理不全空家の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ●岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例の施行 《平成 26 年度施行》 ●岩見沢市空家等対策計画の策定 《平成 30 年度策定》 ●パトロール等（市で把握している管理不全な空家等） <ul style="list-style-type: none"> ・定期パトロール（年 2 回） ・落雪のおそれのある空家等の冬期パトロール（年 2 回） ・資材等の飛散のおそれ・雑草等の繁茂で影響のある空家等のパトロール（年 2 回） ・通報時や指導後における空家等のパトロール（随時） ・管理不全な状態を解消するための所有者等への指導
その他の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ●岩見沢市空き家情報登録制度「空き家バンク」の運営 《平成 27 年度より実施》 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等の賃貸・売却を希望する所有者等から、登録を受けた情報を空家への移住、利用等を希望する方に紹介 ●岩見沢市木造住宅耐震改修等助成事業《平成 28 年度より実施》 <ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で着工された木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の助成 ●岩見沢市住宅購入支援助成金《平成 28 年度より実施》 <ul style="list-style-type: none"> ・市外から移住し、市内に自ら居住する住宅（新築・中古）購入費用の助成
不良空家除却補助金の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ●不良空家除却補助金 《平成 31 年度より実施》 <ul style="list-style-type: none"> ・不良空家の除却工事にかかる費用の一部を補助

b. 住宅の構造と建設年

既存住宅は、建築後概ね 40 年以上経過した新耐震基準以前※の住宅が 23.7%（8,630 戸）であり、全道の 20.2%に比べ 3.5 ポイント高くなっています。

構造別にみると、木造が 88.2%（32,070 戸）を占めており、昭和 55 年以前に建てられた木造住宅は 8,050 戸あります。

※新耐震基準：建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月施行）より定められた建築物等の耐震基準

表 2-15 建築時期別構造別住宅数の比較

（単位：戸）

	北海道			岩見沢市		
	木造	非木造	総数	木造	非木造	総数
～S45 年	113,300 6.8%	11,700 1.6%	125,000 5.2%	2,470 7.7%	30 0.7%	2,500 6.9%
S46～S55	277,300 16.7%	85,200 11.3%	362,500 15.0%	5,580 17.4%	550 12.9%	6,130 16.9%
(小計) 建築後概ね 40 年以上 (～S55)経過戸数	390,600 23.5%	96,900 12.8%	487,500 20.2%	8,050 25.1%	580 13.6%	8,630 23.7%
S56～H2 年	337,900 20.3%	165,700 22.0%	503,600 20.8%	5,950 18.6%	1,630 38.2%	7,580 20.9%
H3～H12 年	343,300 20.7%	186,700 24.8%	530,000 21.9%	8,190 25.5%	1,040 24.4%	9,230 25.4%
H13～H22 年	257,000 15.5%	167,600 22.2%	424,600 17.6%	4,820 15.0%	900 21.1%	5,720 15.7%
H23～H27 年	119,900 7.2%	60,200 8.0%	180,100 7.5%	2,410 7.5%	50 1.2%	2,460 6.8%
H28～H30 年 9 月	58,000 3.5%	38,600 5.1%	96,600 4.0%	1,210 3.8%	40 0.9%	1,250 3.4%
不詳	155,700 9.4%	38,600 5.1%	194,300 8.0%	1,440 4.5%	30 0.7%	1,470 4.0%
合計	1,662,400 100.0%	754,300 100.0%	2,416,700 100.0%	32,070 100.0%	4,270 100.0%	36,340 100.0%

資料：平成 30 年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

c. 高齢者等のための設備の状況

既存住宅における高齢者等のための設備設置状況をみると、平成30年で「高齢者等のための設備は全くない」の住宅が48.0%（17,100戸）あります。内訳をみると、持ち家は40.4%（9,420戸）であるのに対して、借家は65.3%（7,680戸）を占めています。

平成25年から平成30年にかけては、「高齢者等のための設備は全くない」の構成比が1.4ポイント減少しています。

表 2-16 既存住宅における高齢者等のための設備設置状況 (単位：戸)

		高齢者のための設備がある						高齢者等のための設備は全くない	総数
		総数	手すりがある	またぎやすい高さの浴槽	廊下等が車椅子で通行可能	段差のない屋内	道路から玄関までの車椅子での通行可能		
H20	専用住宅	17,320 48.2%	14,090 39.2%	7,670 21.4%	3,540 9.9%	6,460 18.0%	2,470 6.9%	17,630 49.1%	35,910 100.0%
	持ち家	14,270 61.5%	12,110 52.2%	6,740 29.0%	3,040 13.1%	5,050 21.7%	2,140 9.2%	8,950 38.5%	23,220 100.0%
	借家	3,050 26.0%	1,980 16.9%	920 7.8%	500 4.3%	1,410 12.0%	340 2.9%	8,670 73.9%	11,730 100.0%
H25	専用住宅	17,850 49.2%	15,240 42.0%	6,560 18.1%	3,740 10.3%	6,760 18.6%	2,470 6.8%	17,920 49.4%	36,260 100.0%
	持ち家	13,910 59.2%	12,360 52.6%	5,480 23.3%	2,790 11.9%	4,540 19.3%	1,540 6.6%	9,590 40.8%	23,510 100.0%
	借家	3,930 32.1%	2,880 23.5%	1,070 8.7%	950 7.7%	2,220 18.1%	930 7.6%	8,330 67.9%	12,260 100.0%
H30	専用住宅	17,960 50.4%	16,110 45.2%	5,140 14.4%	3,090 8.7%	5,760 16.2%	2,170 6.1%	17,100 48.0%	35,620 100.0%
	持ち家	13,890 59.6%	12,880 55.3%	4,460 19.1%	2,510 10.8%	4,210 18.1%	1,570 6.7%	9,420 40.4%	23,310 100.0%
	借家	4,080 34.7%	3,230 27.5%	690 5.9%	580 4.9%	1,550 13.2%	600 5.1%	7,680 65.3%	11,760 100.0%

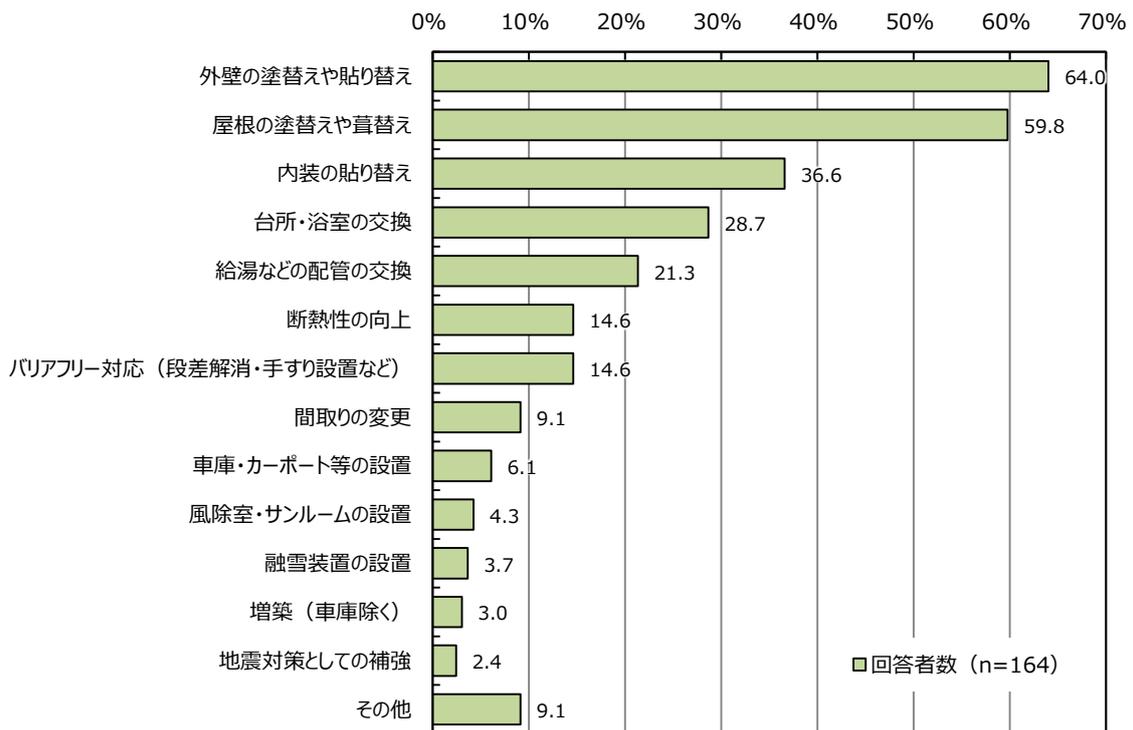
資料：各年 住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）



d. リフォームの内容

アンケートで、最近10年間にリフォームした世帯のリフォーム内容（複数回答）は、「外壁の塗替えや貼り替え」が64.0%で最も高く、次いで「屋根の塗替えや葺替え」が59.8%であるなど劣化に伴うリフォームが多く、「断熱性の向上」（14.6%）、「バリアフリー対応（段差解消・手すり設置など）」（14.6%）、「地震対策としての補強」（2.4%）といった住宅性能に資するリフォームは少なくなっています。

図 2-19 リフォームの内容（アンケート）



課題 4 空き家対策と住宅の良質化

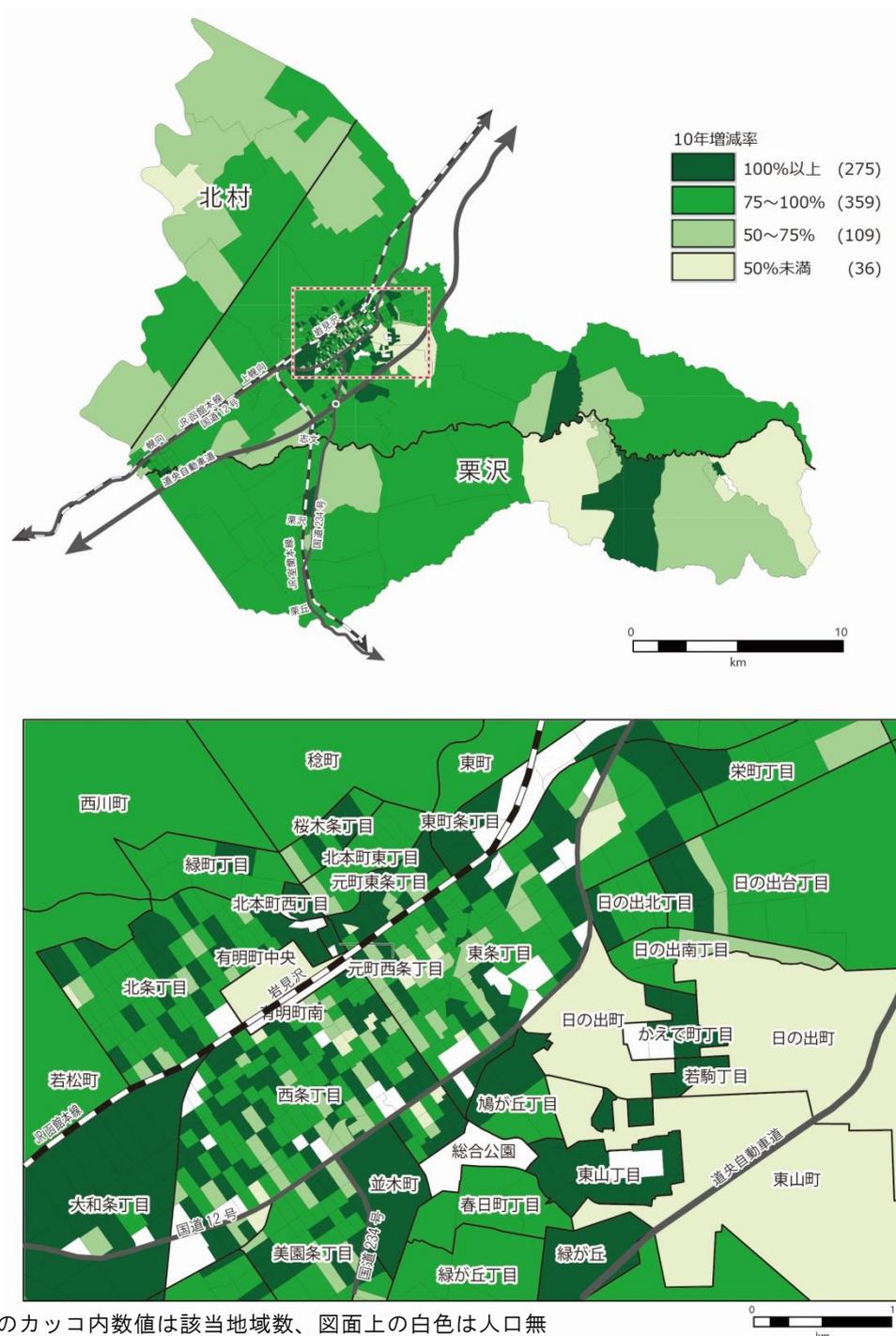
- 世帯数の減少が進むことにより、今後、更に空き家の増加が懸念されることから、管理不全な状態とならないように、住む人がいなくなった段階で、市場に流通させるなどの適切な対応が必要です。
- 既存住宅については、手すりなどの高齢者のための設備が全く設置されていない住宅も多くあることから、安全・安心に暮らし続けることができるようにバリアフリーを含めた住宅の良質化に向けた取り組みが必要です。

(5) 住環境・コミュニティの現状

a. 小地域別人口・世帯特性

平成17年から平成27年の10年間に於ける小地域別の人口増減をみると、大半の地域で人口減少となっており、特に日の出町や東山町など岩見沢市街地東部、北村北都、栗沢町美流渡及び万字では10年間で人口が半分未満となっている地域もみられます。逆に人口が増加した地域は、土地区画整理事業を行った岩見沢駅北や国道12号沿いに多くみられます。

図 2-20 小地域別人口10年間増減率



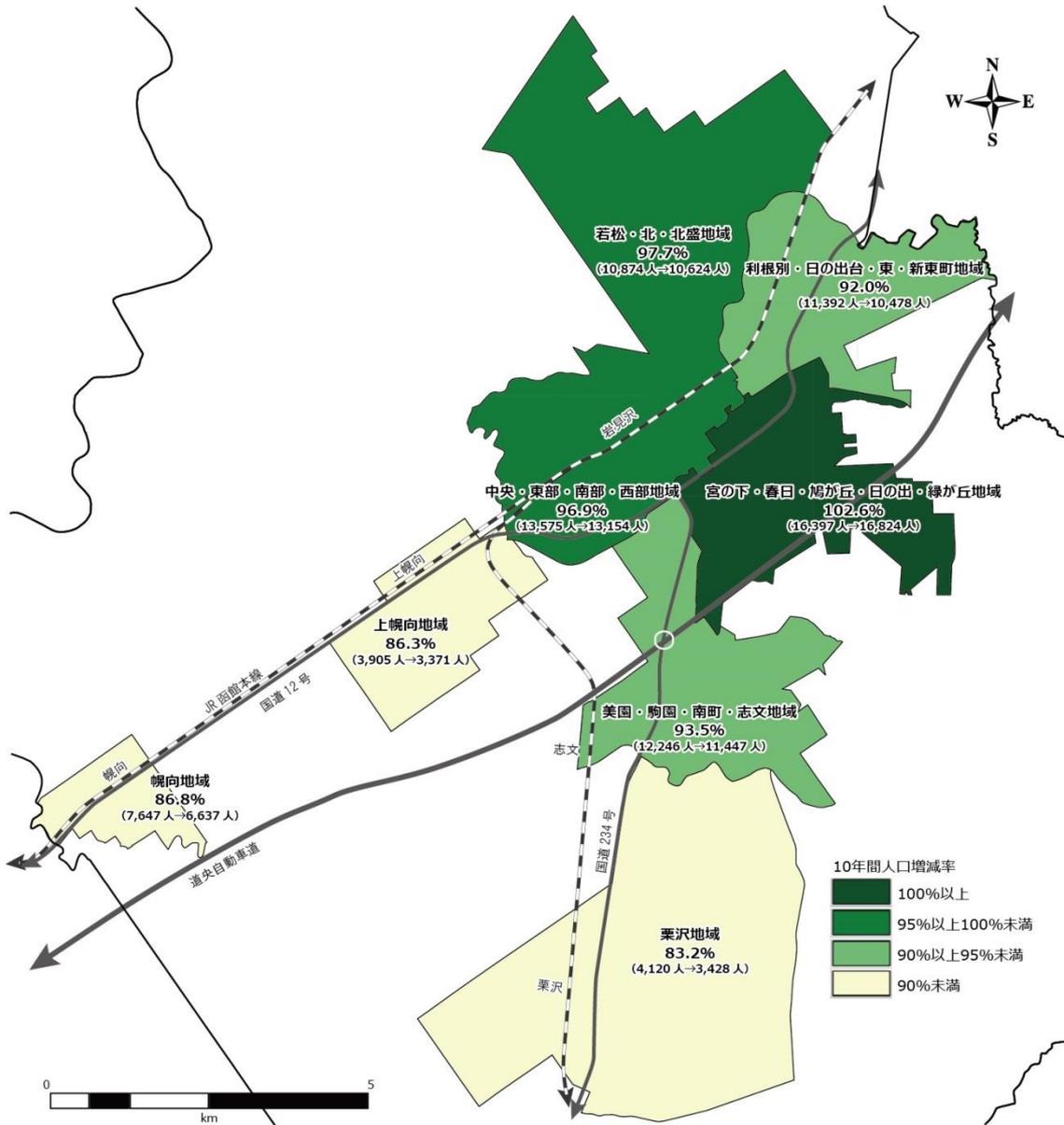
※凡例のカッコ内数値は該当地域数、図面上の白色は人口無
資料：平成17年、平成27年 国勢調査結果（総務省統計局）

b. 用途地域内地域別人口の増減

岩見沢市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）で示された用途地域内の 8 地域[※]別における平成 17 年から平成 27 年の 10 年間の人口増減率をみると、人口が増加した地域は、宮の下・春日・鳩が丘・日の出・緑が丘地域で、102.6%です。

それに対して、幌向地域、上幌向地域及び栗沢地域は 9 割を下回っています。

図 2-21 8 地域別人口増減率（平成 27 年／平成 17 年）



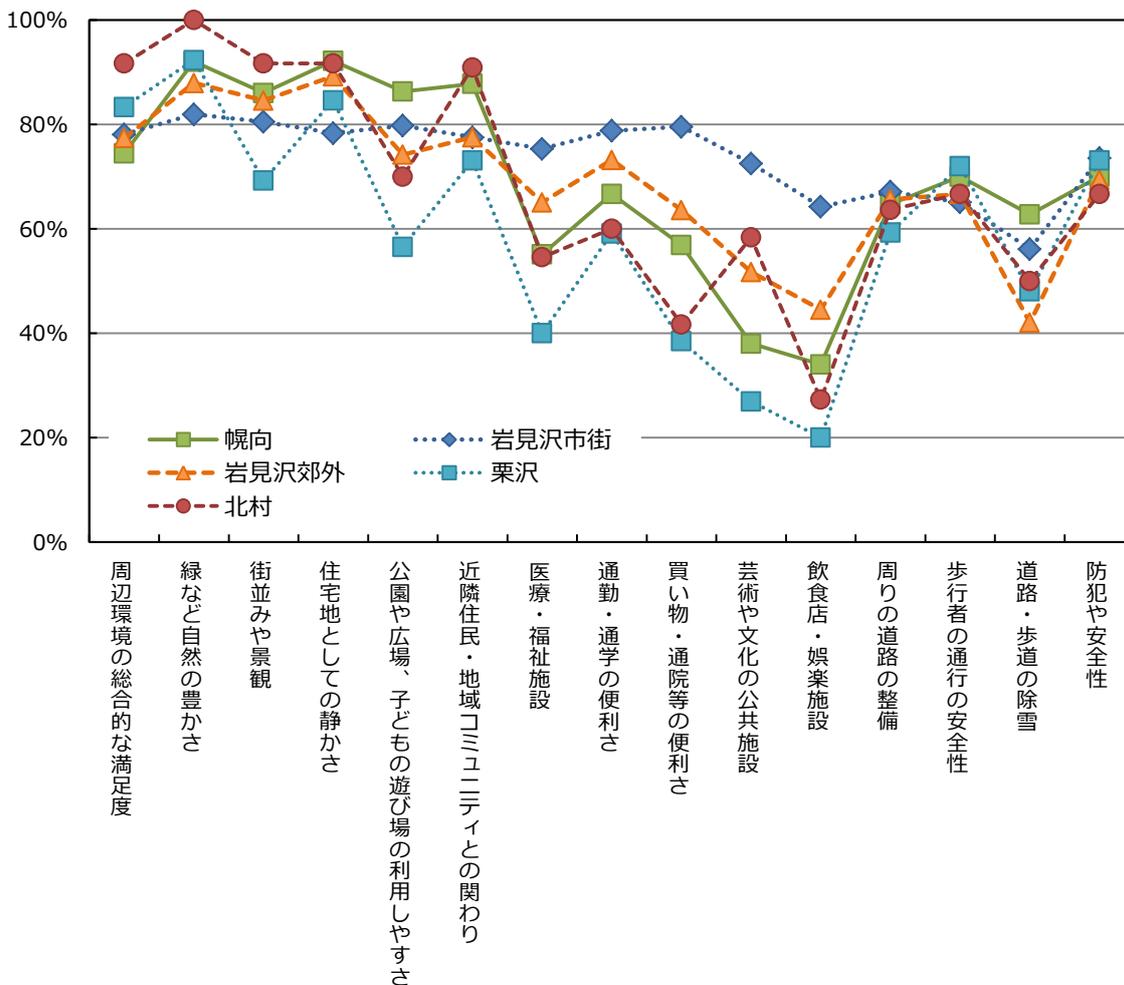
※岩見沢市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）で示されている 8 地域の境界と国勢調査の小地域境界が異なるため、一部地域は都市計画マスタープランの境界と異なり用途地域外区域が含まれている。以下、本項においては同じ。

資料：平成 17 年、平成 27 年 国勢調査結果（総務省統計局）

c. 居住地域別周辺環境満足度

アンケートにおける居住地域別の周辺環境満足度を比べると、利便施設が多く立地している岩見沢市街地域は、「買い物・通院等の便利さ」、「芸術や文化の公共施設」、「飲食店・娯楽施設」が他の地域より特に高くなっています。

図 2-22 居住地域別周辺環境満足度（アンケート）

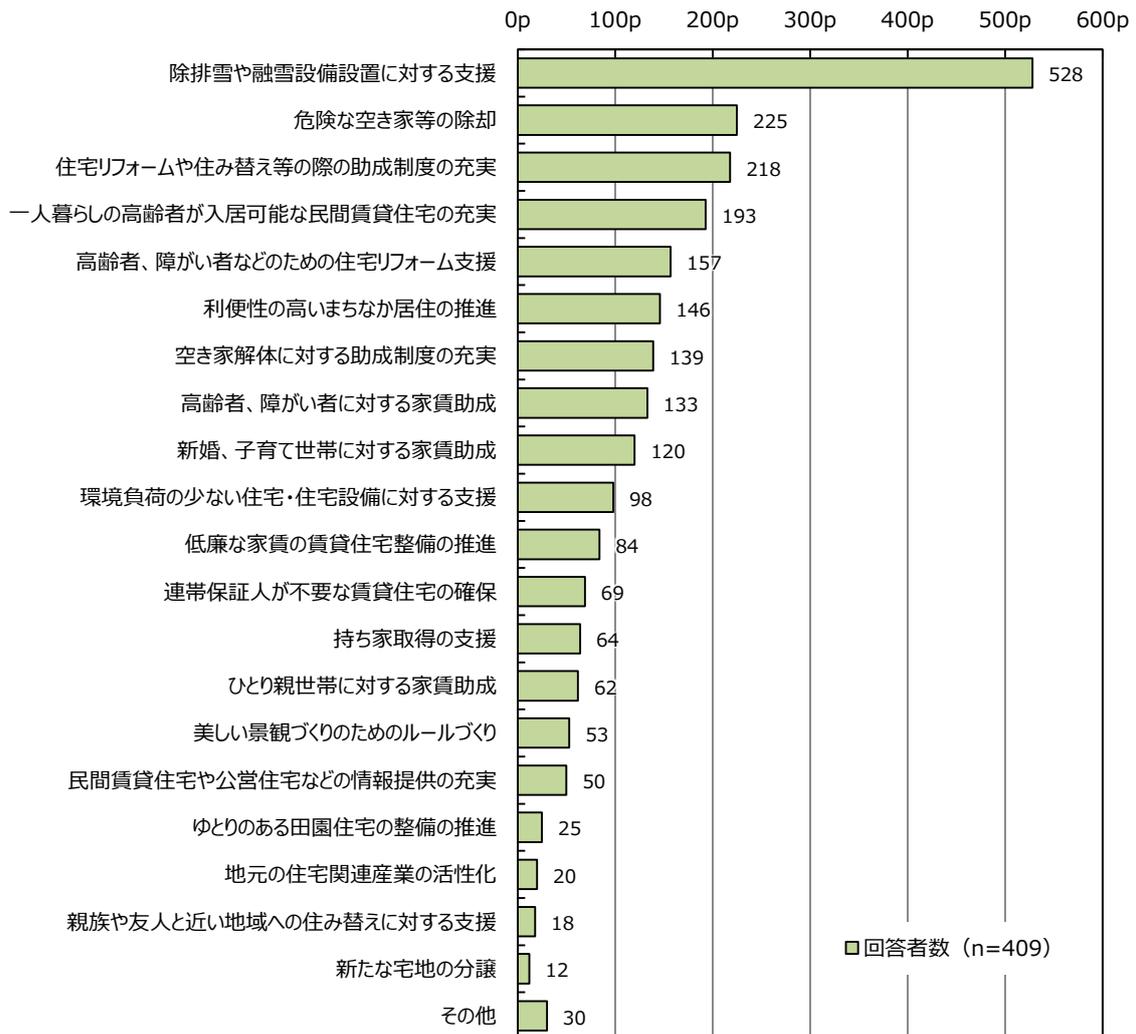


d. 重要度が高いと思う住宅関連施策

重要度が高いと思う市として取り組むべき住宅関連施策は、「除排雪や融雪設備設置に対する支援」が528ポイント※で最も多くなっています。

※ポイント換算：1位を3ポイント、2位を2ポイント、3位を1ポイント、順位なしを2ポイントとして計算

図 2-23 重要度が高いと思う住宅関連施策（アンケート）

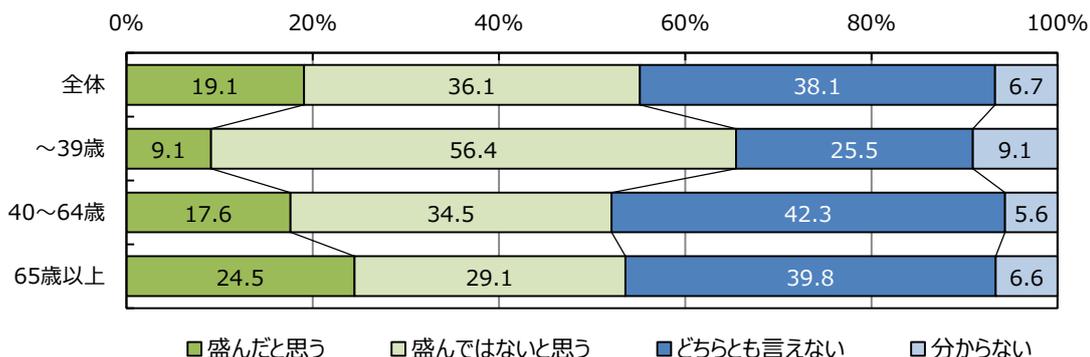


e. 近所づきあいの状況

アンケートにおける近所づきあいの状況は、「盛んだと思う」が19.1%であるのに対して「盛んではないと思う」が36.1%であり、「盛んではないと思う」が17ポイント上回っています。

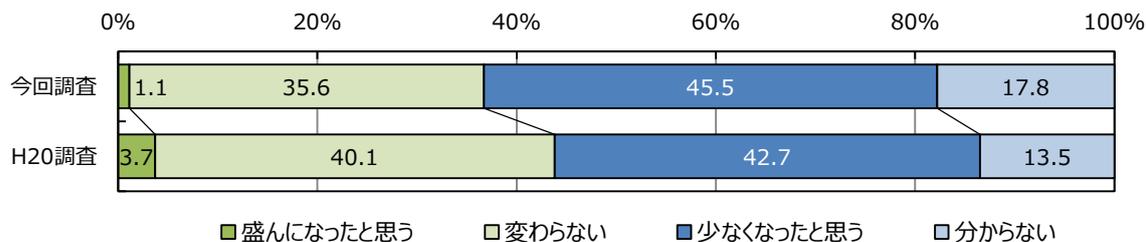
年代別では、65歳以上は「盛んだと思う」が他の年代より高く、39歳以下は「盛んではないと思う」が高くなっています。

図 2-24 年代別近所づきあいの状況（アンケート）



昔と比べた近所づきあいの変化については、前回の市民アンケート調査（平成20年度実施）と比べて、「盛んになったと思う」が約3ポイント、「変わらない」が約5ポイントそれぞれ減少している一方で、「少なくなったと思う」が約3ポイント、「分からない」が約4ポイントそれぞれ増加しています。

図 2-25 昔と比べた近所づきあいの変化（アンケート）



課題5 まちづくりと連携した住環境の形成

- 市内の多くの地域で人口が減少し、地域の人口密度の低下による住環境の悪化が懸念されていることから、まちなか居住などのコンパクトなまちづくりを進めるため、都市計画などのまちづくりと連携しながら持続可能な住環境づくりを進める必要があります。

(6) 市内住宅関連産業の現状

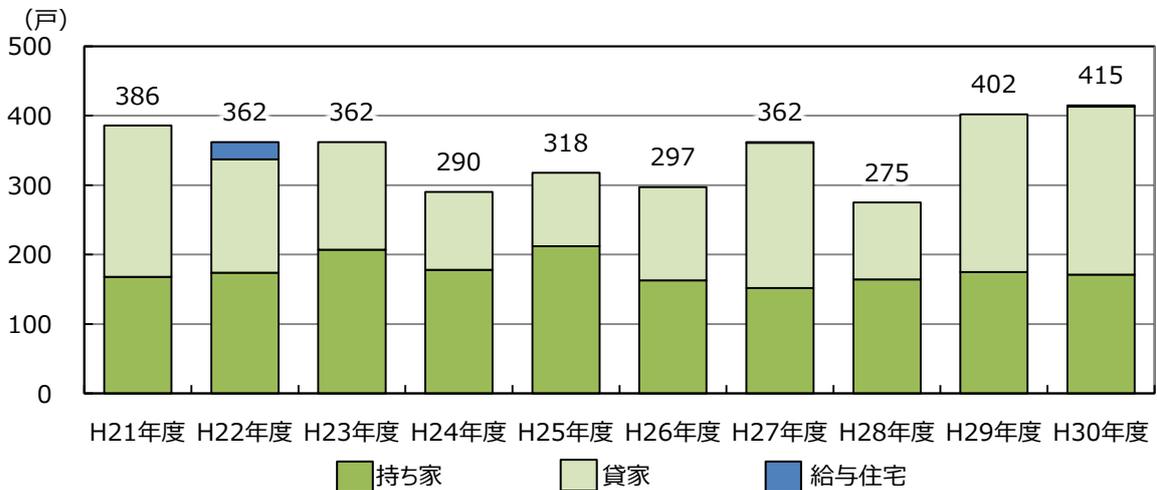
a. 新設住宅

平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間で、年平均約 347 戸の住宅が新設されています。内訳をみると「持ち家」が年平均約 176 戸、「貸家」が年平均約 168 戸で「持ち家」が上回っています。

推移をみると、平成 21 年度以降増減を繰り返しており、「持ち家」、「貸家」ともに同様となっています。

平成 30 年度は「貸家」が平成 21 年度以降で最多の 242 戸新設されたため、全体数も最多の 415 戸となっています。

図 2-26 年度別新設住宅の建設状況の推移



資料：各年建築統計年報

表 2-17 年度別新設住宅の建設状況

(単位：戸)

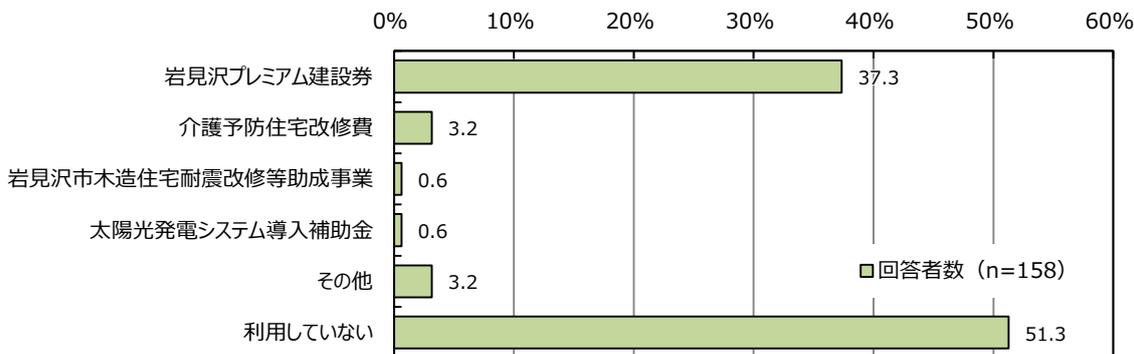
	合計	持ち家		貸家	給与住宅	
		注文	分譲			
H21年度	386	168	157	11	218	0
H22年度	362	174	159	15	163	25
H23年度	362	207	191	16	155	0
H24年度	290	178	161	17	112	0
H25年度	318	212	201	11	106	0
H26年度	297	163	154	9	134	0
H27年度	362	152	140	12	209	1
H28年度	275	164	157	7	111	0
H29年度	402	175	164	11	227	0
H30年度	415	171	164	7	242	2
平均	346.9	176.4	164.8	11.6	167.7	2.8

資料：各年建築統計年報

b. 建替え・リフォームを行った際に利用した助成・補助制度

最近10年間にリフォームした世帯の建替え・リフォームを行った際に利用した助成・補助制度は、市内住宅関連事業者に対して活用することができる「岩見沢プレミアム建設券」が37.3%で最も高い一方で「利用していない」も51.3%となっています。

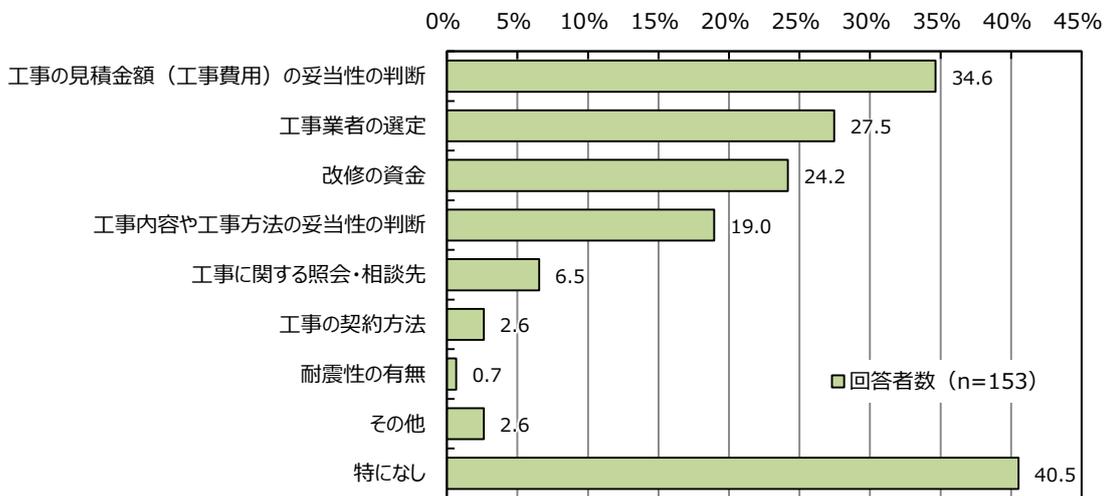
図 2-27 建替え・リフォームを行った際に利用した助成・補助制度（アンケート）



c. リフォーム実施の際に困った（困りそうな）こと

リフォーム実施時に困ったことは、「工事の見積金額（工事費用）の妥当性の判断」が34.6%で最も高く、次いで「工事業者の選定」が27.5%となっています。

図 2-28 リフォーム実施の際に困った（困りそうな）こと（アンケート）



課題 6 市内住宅関連産業の活性化

- 新設住宅数は、年度により異なりますが、近年は、一定の新築戸数で推移していることから、地域経済の活性化に資するため、市内の住宅関連企業の安定的な受注環境整備が必要です。

3 課題の整理

課題1 人口・世帯数の減少と少子高齢化への対応

- 人口・世帯数の減少と少子高齢化が進行する中で、子育て世帯や高齢者などだれもが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。
- 市外からの移住や市民の定住意向の増加につながる移住・定住対策への取り組みが求められています。

課題2 老朽化が進む市営住宅等への対応

- 平成30年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯数の減少や需要を踏まえて老朽化した市営住宅などについては、計画的に集約・再編を進める必要があります。

課題3 多様な住宅ニーズに対する住宅供給

- 世帯の小規模化や世帯構成の変化に伴い、住宅ニーズも多様化していることから、住宅の住み替えが容易にできる環境整備が求められています。
- 持ち家の取得を希望する世帯に対しては、定住化促進のための支援を進める必要があります。

課題4 空き家対策と住宅の良質化

- 世帯数の減少が進むことにより、今後、更に空き家の増加が懸念されることから、管理不全な状態とならないように、住む人がなくなった段階で、市場に流通させるなどの適切な対応が必要です。
- 既存住宅については、手すりなどの高齢者のための設備が全く設置されていない住宅も多くあることから、安全・安心に暮らし続けることができるようにバリアフリー化を含めた住宅の良質化に向けた取り組みが必要です。

課題5 まちづくりと連携した住環境の形成

- 市内の多くの地域で人口が減少し、地域の人口密度の低下による住環境の悪化が懸念されていることから、まちなか居住などのコンパクトなまちづくりを進めるため、都市計画などのまちづくりと連携しながら持続可能な住環境づくりを進める必要があります。

課題6 市内住宅関連産業の活性化

- 新設住宅数は、年度により異なりますが、近年は、一定の新築戸数で推移していることから、地域経済の活性化に資するため、市内の住宅関連企業の安定的な受注環境整備が必要です。

3章 住宅政策の目標

1 基本理念

岩見沢市では、人口・世帯数の減少や少子高齢化などの影響により、空き家等の増加や住宅地における地域コミュニティの衰退、地域の住宅関連産業の活力の低下など住生活を取り巻く多くの課題が顕在化しており、市民が安全・安心に暮らし続けることのできる住環境の形成が必要です。

また、これらの住宅施策の推進にあたっては、上記課題への対応とともに、豊かな自然環境や、ゆとりある住空間など本市の持つ優位性を活かした魅力ある住まい方・住まいづくりの実現が求められます。

市では、前計画において、本市の住生活を取り巻く環境・課題を踏まえ、四つの基本目標を掲げ、住まい手・住民、事業者、行政の連携・協働により住宅政策の推進に取り組んできたところです。

本計画においては、住まいだけでなく住宅を取り巻く住環境向上にも取り組み、「だれもが安心して住みたいと思える安全で快適な住まいづくり」を目指します。

基本理念

だれもが安心して住みたいと思える
安全で快適な住まいづくり

2 基本目標

前述の基本理念のもと、住宅施策の目標を以下の三つに定めます。

基本目標 1 安全・安心・快適な住まい【適正な住宅供給】

少子高齢化社会においては、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが安全に安心して暮らすことのできる住宅供給が求められます。

このため民間住宅においては、住宅確保要配慮者向け住宅の供給促進に努めるとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅については、適正な建替や、維持管理を行いながら、市民の安全・安心・快適な住まいづくりを目指します。

基本目標 2 良質な住宅ストックの形成【住宅の質の向上】

年間平均降雪量が7mを超える本市の環境特性を踏まえ、新たに建設される住宅は、「（仮称）北方型住宅 2020」の基準に適合する住宅供給を推進するとともに、既存住宅については、耐震改修、高断熱・高気密化した省エネ改修など住宅性能向上に資するリフォームを推進します。

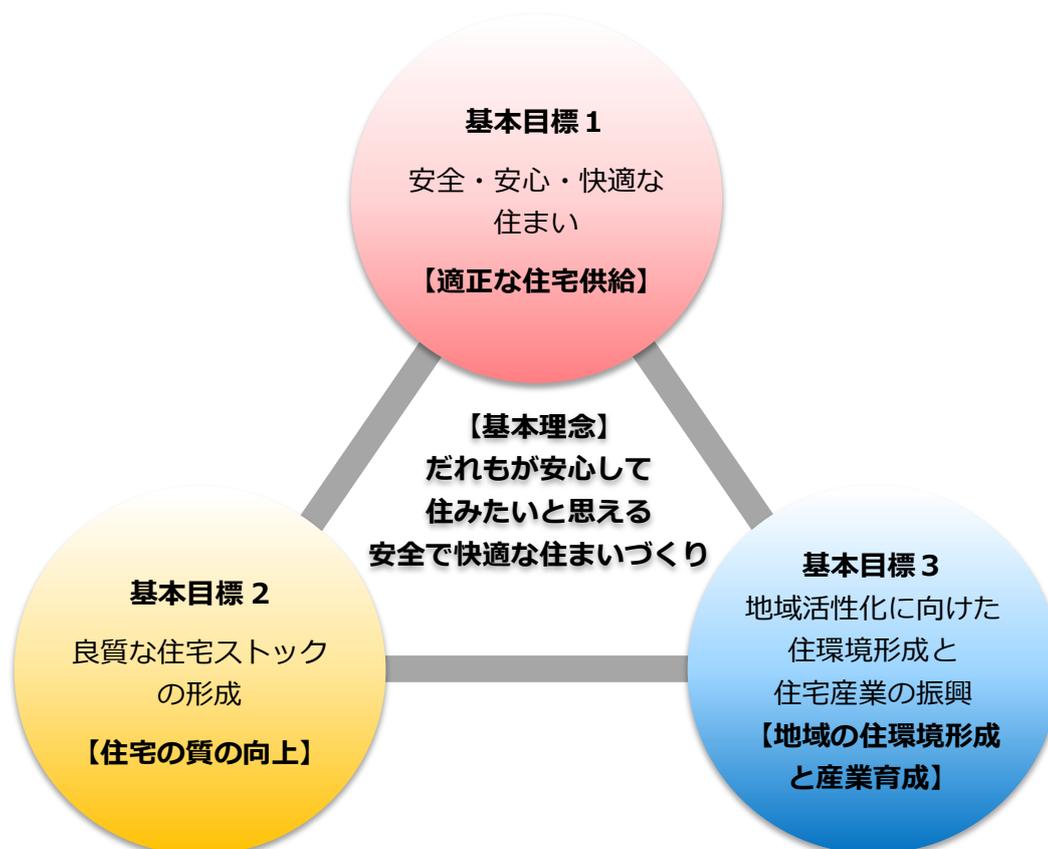
また、住宅のミスマッチ¹を解消し、良質な住宅の流通を活性化するため、住宅に係る情報提供を総合的に行う窓口の設置を進めます。

基本目標 3 地域活性化に向けた住環境形成と住宅産業の振興

【地域の住環境形成と産業育成】

豊かな自然環境や美しい景観を有する本市の地域性を生かすとともに、中心市街地の賑わいを創出するコンパクトなまちづくりを進めます。

また、住宅産業は、材料などの生産加工から建設、サービスまで幅広い産業と関わるすそ野の広い産業構造となっていることから、地域産材の活用により、地域の技術力を生かすとともに本市にふさわしい良質な住まいづくりの担い手はもとより、地域経済や地域の活性化に寄与する活力ある産業として、住宅関連産業の更なる発展を目指します。



¹住宅のミスマッチ：

高齢者など少人数の家族が広い戸建て住宅などに居住する一方で、子どもの数が多いファミリー世帯が狭い賃貸住宅などに居住している状態。

4章 住宅施策の展開

重要施策 「5章 重要な取り組み」で掲げる施策

課題	理念	基本目標	推進方針	個別施策
課題1 人口・世帯数の減少と 少子高齢化への対応	だれもが安心して住みたいと思える安全で快適な住まいづくり	- 基本目標1 - 安全・安心・快適な 住まい 【適正な住宅供給】	1-1 子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅の子育て世帯対応改修の促進 重要施策 子育て世帯に対する持ち家取得の支援 重要施策 子育て支援市営住宅の整備推進 市営住宅の募集におけるひとり親世帯への配慮
課題2 老朽化が進む 市営住宅等への対応			1-2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅の高齢者等対応改修の促進 重要施策 サービス付き高齢者向け住宅の普及促進 介護保険制度等による住宅改修の適切な運用
課題3 多様な住宅ニーズに 対する住宅供給			1-3 住宅の確保に特に配慮を要する者への住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅セーフティネット制度の登録推進 重要施策 公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅等の計画的な集約・維持管理の推進 ユニバーサルデザイン化、環境共生等による市営住宅整備の推進
課題4 空き家対策と 住宅の良質化		- 基本目標2 - 良質な住宅ストック の形成 【住宅の質の向上】	2-1 良質な民間住宅の形成と住宅流通の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅情報総合窓口の設置 重要施策 「(仮称)北方型住宅2020」を基本とした持ち家取得の促進 重要施策 きた住まいる制度などによる良質な住宅の普及促進 居住ニーズに対応した既存住宅の住替え促進 市ホームページ等による住宅関連情報の充実
課題5 まちづくりと連携した 住環境の形成			2-2 住宅リフォームの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォームによる性能向上・長寿命化の推進 重要施策 木造住宅の耐震化促進 重要施策 住まいの省エネルギー化に向けた情報提供
課題6 市内住宅関連産業の 活性化			2-3 空き家等の活用・適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 空き家・空き地に関する情報提供の充実 重要施策 空き家等の適切な管理促進 老朽化が進む空き家等の除却推進
		- 基本目標3 - 地域活性化に向けた 住環境形成と 住宅産業の振興 【地域の住環境形成 と産業育成】	3-1 地域の活性化を支える住宅産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 市内住宅関連事業者の優れた技術・建築部材等の有効活用の促進 重要施策 住宅関連工事における市内建設業者利用の推進 BIS制度等の啓発普及による技術力向上
			3-2 まちなか居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> まちなかへの市営住宅等の集約 重要施策 都市機能・居住誘導のため立地適正化計画の策定の検討
			3-3 地域で支え合い安心して暮らせる住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施策と連携した高齢者等の冬の暮らしへの支援 重要施策 福祉施策と連携した緊急通報サービスの普及促進
			3-4 岩見沢市の環境と調和した住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による住環境づくりの推進 重要施策 まちなみや景観に関するガイドラインの検討 空き地利活用を促進する仕組みづくりの検討 北村地区における住宅用地の分譲

基本目標 1 安全・安心・快適な住まい【適正な住宅供給】

1-1 子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくり

子育て世帯の減少が続く中で、安心して子どもを産み育てることができるよう、居住ニーズにあった民間賃貸住宅の整備促進や持ち家取得の支援、子育て世帯に配慮した市営住宅の整備を進めます。

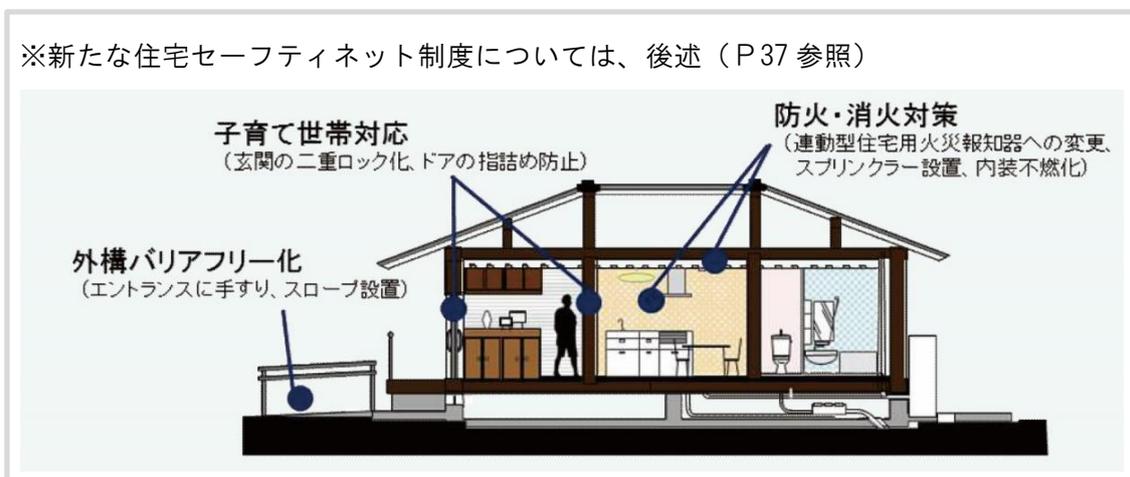
施策の方向性

- 民間賃貸住宅について、新たな住宅セーフティネット制度による安全性能向上等の子育て対応改修を支援します。
- 子育て世帯が新築・中古住宅取得時に支援を行うとともに、住宅金融支援機構等の金融機関との協定による融資優遇を検討します。
- 市営住宅の建替にあわせ子育て支援住宅を整備し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。
- ひとり親世帯の市営住宅入居における優遇措置を引き続き行うことにより、入居しやすいように配慮します。

個別施策	重要施策	担当課
・民間賃貸住宅の子育て世帯対応改修の促進	○	建築課
・子育て世帯に対する持ち家取得の支援	○	企画室
・子育て支援市営住宅の整備推進		建築課
・市営住宅の募集におけるひとり親世帯への配慮		建築課

(参考) 新たな住宅セーフティネット制度子育て対応改修イメージ

※新たな住宅セーフティネット制度については、後述（P37 参照）



1-2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる住まいづくり

高齢者・障がい者が安心して暮らし続けることができる住宅の供給を進めます。

施策の方向性

- 民間賃貸住宅については、新たな住宅セーフティネット制度（後述P37 参照）によるバリアフリー²改修・耐震改修等を支援します。
- 高齢者の住替え先として、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供を行うとともに、運営を検討する事業者に対して制度紹介を行い、一層の普及に努めます。
- 要介護認定を受けた高齢者や障がい者が住み慣れた住宅で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度等による住宅改修の適切な運用を継続します。

個別施策	重要施策	担当課
・民間賃貸住宅の高齢者等対応改修の促進	○	建築課
・サービス付き高齢者向け住宅の普及促進		高齢介護課
・介護保険制度等による住宅改修の適切な運用		高齢介護課・福祉課



²バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、住宅の場合、手すりの設置、段差のない屋内などを指す。

1-3 住宅の確保に特に配慮を要する者への住宅の確保

高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方が安心して住宅を確保できるよう市営住宅等を適切に維持管理していくとともに、新たな住宅セーフティネット制度を活用した民間住宅の普及を図るため、民間事業者への制度啓発を推進します。

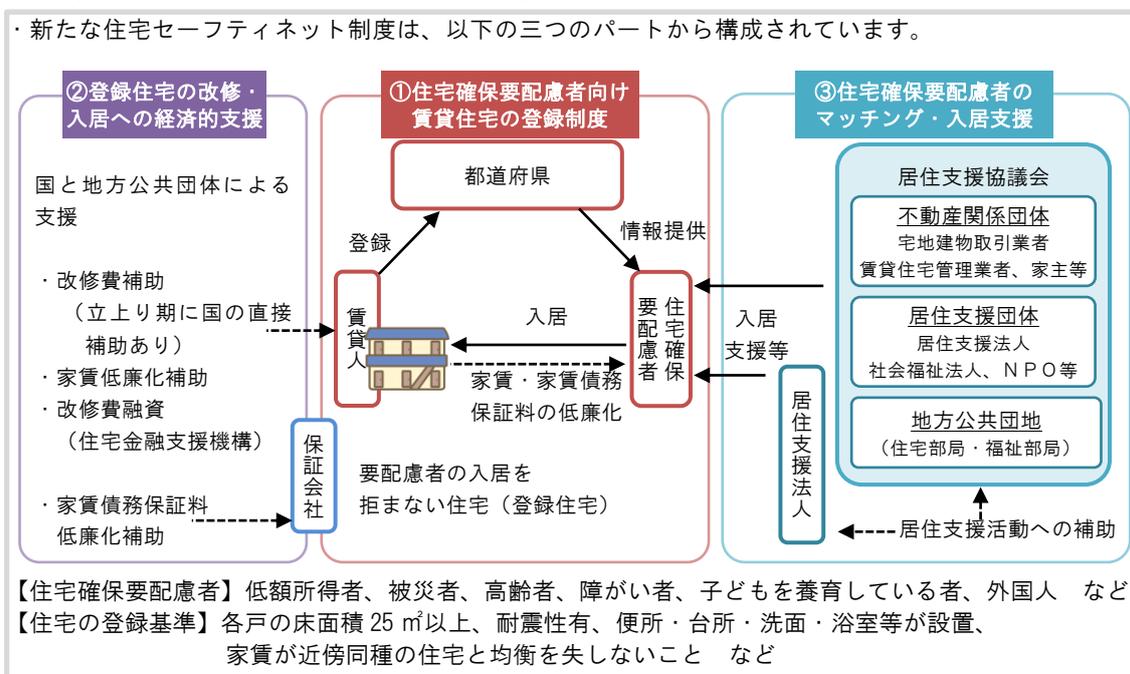
施策の方向性

- 空き家のオーナーが空き家バンク登録時に併せて新たな住宅セーフティネット制度の紹介や登録を斡旋するなどを行うことによって、住宅確保要配慮者の居住環境確保を図ります。
- 市営住宅等については、公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な集約、改善等の事業を展開し、適切な維持管理を図ります。
- 新たに整備する市営住宅は、ユニバーサルデザイン³化や環境共生への配慮を推進します。

個別施策	重要施策	担当課
・新たな住宅セーフティネット制度の登録推進	○	建築課
・公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅等の計画的な集約・維持管理の推進		建築課
・ユニバーサルデザイン化、環境共生等による市営住宅整備の推進		建築課

(参考) 新たな住宅セーフティネット制度

・新たな住宅セーフティネット制度は、以下の三つのパートから構成されています。



³ ユニバーサルデザイン：

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。

北海道では、平成 21 年に「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」を定め、道内で整備される全ての公営住宅にユニバーサルデザインが導入されることを推進している。

基本目標 2 良質な住宅ストックの形成【住宅の質の向上】

2-1 良質な民間住宅の形成と住宅流通の促進

本市の気候に対応した良質な住宅が供給促進されるよう北海道や国の制度を普及促進するとともに、住宅取得時に支援を行います。

住宅への要求が多様化している中で、個々の居住ニーズに対応できる住替えシステムのほか、相談体制と住宅関連情報の充実を図ります。

施策の方向性

- 住宅に関する相談は、住替え、リフォーム、市営住宅、空き家等多岐に渡り、本市では各担当が窓口を設置して対応していることから、住宅情報に関する総合窓口の設置を進めます。
- 本道の気候風土に根差した質の高い住宅を推進するため、新たに建設される住宅は、「(仮称)北方型住宅 2020」を基本とし、国の「長期優良住宅制度⁴」「低炭素建築物認定制度⁵」などについて、窓口でのパンフレット配布や市のホームページを活用した制度紹介等の情報発信に取り組みます。
- 良質な住宅を安心して取得し、維持管理できる環境づくりを進めるため、「きた住まいる制度」による事業者情報の公開や住宅履歴の保管といった制度の活用を促進します。
- マイホーム借上げ制度（一般社団法人 移住・住みかえ支援機構）の相談窓口を設置しており、子育て世帯が居住ニーズに対応した戸建て住宅等を確保できる環境整備を進めます。
- 市のホームページでは、「住宅」に関するページを設け、市営住宅をはじめ様々な情報発信を行っていますが、空き家や住替え、高齢者向け住宅・暮らしの支援等について掲載、若しくは該当ページへのリンク掲載し、より幅広い住宅関連情報住情報を分かりやすく発信します。

個別施策	重要施策	担当課
・住宅情報総合窓口の設置	○	企画室
・「(仮称)北方型住宅 2020」を基本とした持ち家取得の促進	○	建築課
・きた住まいる制度などによる良質な住宅の普及促進		建築課
・居住ニーズに対応した既存住宅の住替え促進		企画室
・市ホームページ等による住宅関連情報の充実		関連各課

⁴長期優良住宅制度：

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。

当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、所管行政庁から計画の認定を受けた住宅は、税の減免を受けることができる。

⁵低炭素建築物認定制度：

都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）（平成 24 年法律第 84 号）が定める、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内等に建築される建築物のこと。

所管行政庁から認定を受けた住宅は、税の減免を受けることができる。

(参考)「(仮称) 北方型住宅 2020」の概要 (令和元年 11 月時点)

【背景】

北方型住宅の創設 (S63) から 30 年以上、登録・保管制度 (H17) から 10 年以上を経過。住宅の性能向上、省エネ性能の一般化や「きた住まいる制度 (次ページ参照)」の創設 (H26)、様々な国の住宅施策等により状況が変化。

北海道が進める民間住宅施策取り組みの推進にあたり、新しい時代に即して北方型住宅の基準を強化した「(仮称) 北方型住宅 2020」を創設

以下の「施策の方向性」に沿った建設基準 (耐震基準、断熱基準、一次エネルギー基準を強化、国の各種認定制度や支援制度の要件を含有) の一部見直し (北方型住宅・北方型住宅 ECO はブランド住宅として存置)

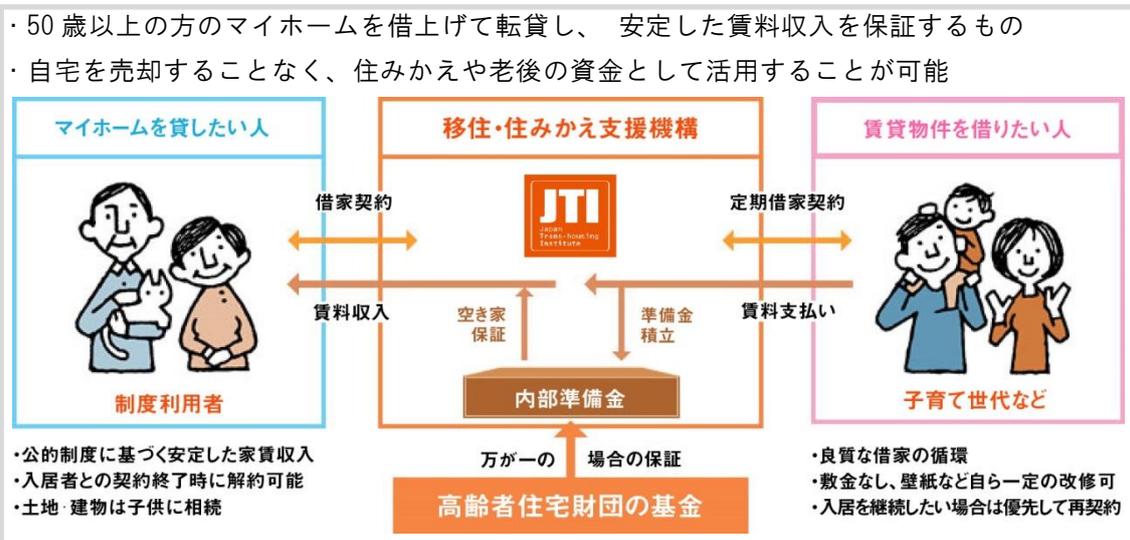
- ＜施策の方向性＞豊かな地域づくりを支える北海道らしい質の高い住まいの推進
- ① 人口減少時代の持続可能な地域、地域の住宅生産体制の構築
 - ② 建築物省エネ法の改正を踏まえた、更なる省エネ、省 CO2
 - ③ 確かな設計・施工技術による、品質の確保
 - ④ 頻発する災害への対応
 - ⑤ 北海道らしい住まい方、美しいまちなみの形成

図 北海道の民間住宅施策取り組みの推進イメージ



出典：北海道「令和元年度民間住宅施策推進会議ワーキング（第3回）資料」（抜粋・加工）

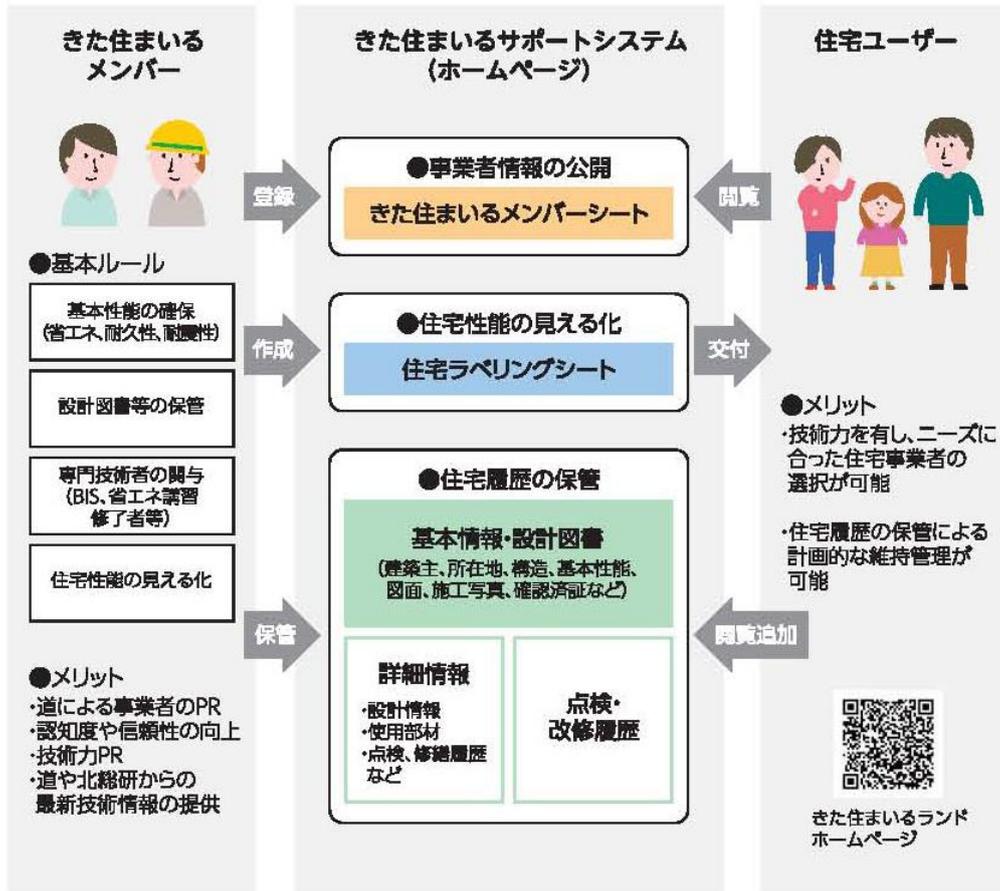
(参考) マイホーム借上げ制度 (一般社団法人 移住・住みかえ支援機構)



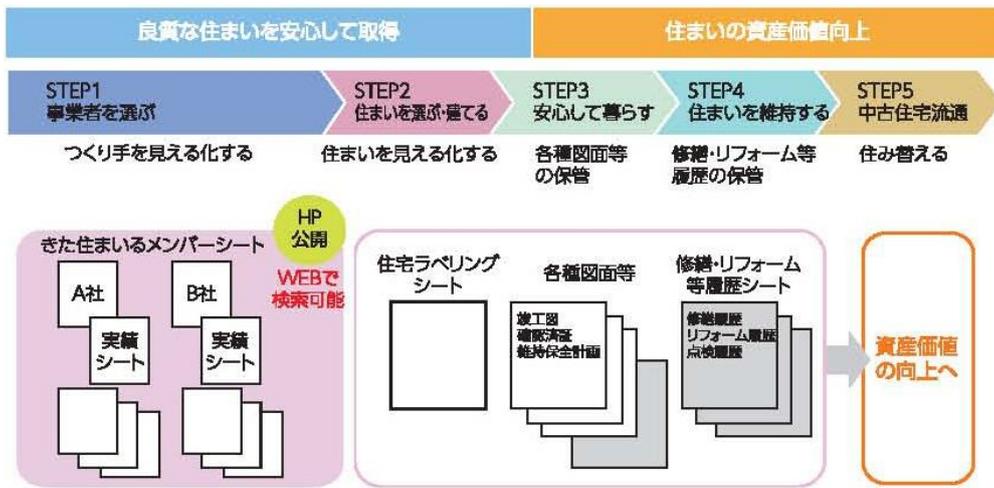
出典：一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 HP

(参考) きた住まいる制度の仕組み

道民が良質な住宅を安心して取得し、維持管理できる環境づくりを目指し、住宅の基本性能の確保や設計図書等の保管といった、一定の要件を満たした良質な家づくりを行う住宅事業者（きた住まいるメンバー）を道が登録し、その情報を消費者へわかりやすく表示する制度です。



安心して良質な家づくりに向け、住宅取得のための事業者選びから、維持管理、将来のリフォームや住み替えまでの一連の流れの中で、「きた住まいる」制度を活用することができます。



2-2 住宅リフォームの推進

既存住宅については、戸建住宅・民間賃貸住宅のそれぞれの課題に応じた安全で良質な住宅ストックの形成に向けたリフォームの促進や適切な維持管理に向けた取り組みを支援します。

また、旧耐震基準で建てられた木造住宅に関しては、耐震診断を推奨し、耐震化の促進を図ります。

施策の方向性

- 安全で良質な住宅ストックの形成に向け、リフォームの促進に係る技術的助言や適切な維持管理に向けた普及啓発、リフォーム関連情報の提供などを進めます。
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修の普及啓発や支援を行い、耐震化に向けた取り組みを促進します。
- 住宅の断熱性能向上等の省エネルギーフォームの推進や、自然エネルギー・省エネルギー設備に関する情報を発信します。

個別施策	重要施策	担当課
・住宅リフォームによる性能向上・長寿命化の推進	○	建築課
・木造住宅の耐震化促進	○	建築課
・住まいの省エネルギー化に向けた情報提供		建築課

2-3 空き家等の活用・適正管理

世帯数の減少や住宅に対する社会的ニーズの変化により空き家等が増加していることから所有者に対して適正な管理を促すとともに、老朽化による安全性の低下等で地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空き家等の除却を推進し、良好な住環境の維持を図ります。

施策の方向性

- こささーる@空店舗が運営する空き家バンクへの登録を促進し、市内外の定住希望者が市内不動産情報を容易に得られる環境整備を図ります。
- 空家等対策計画に基づく、空き家等の適切な管理の促進を図ります。
- 老朽化が進む空き家等は除却を推進し、除却費について支援します。

個別施策	重要施策	担当課
・空き家・空き地に関する情報提供の充実	○	企画室
・空き家等の適切な管理促進		市民連携室
・老朽化が進む空き家等の除却推進		市民連携室

基本目標 3 地域活性化に向けた住環境形成と住宅産業の振興
【地域の住環境形成と産業育成】

3-1 地域の活性化を支える住宅産業の振興

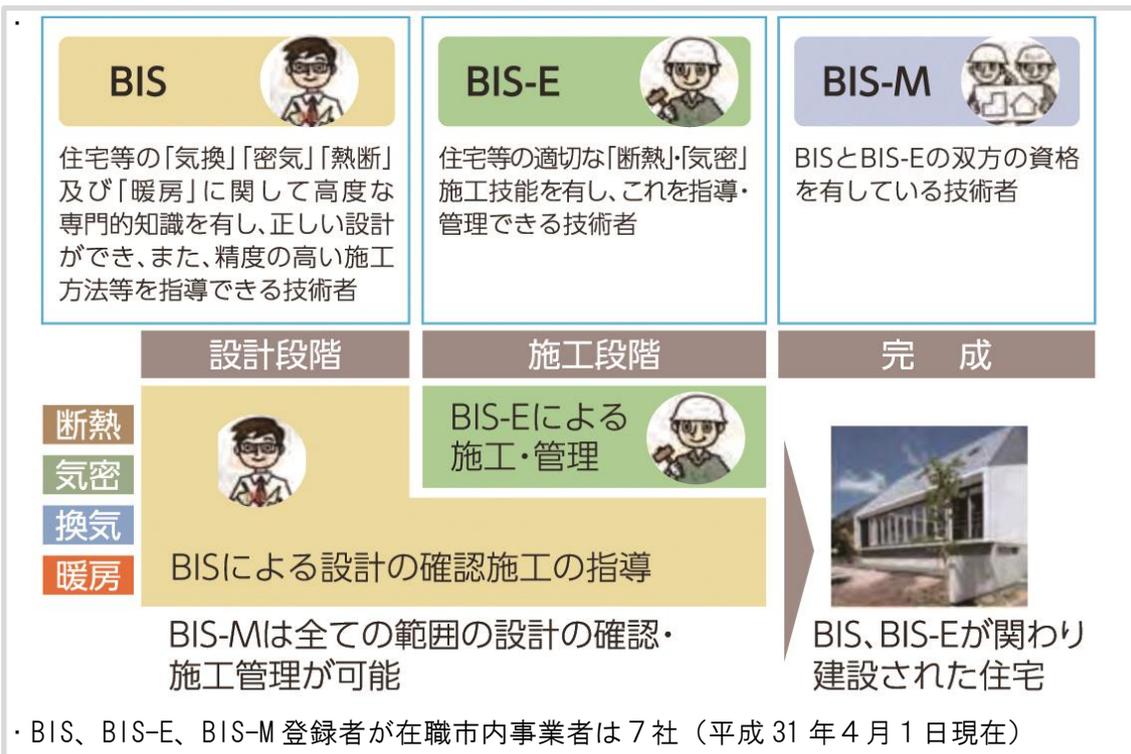
地域の住宅関連産業の活性化に向け、住宅改修支援事業を活用した支援のほか、本市の特色を活かした技術開発や持続性の高い地域に密着した住まいづくりなどを促進します。

施策の方向性

- 市内住宅関連事業者の建築技術や建築部材・資材の使用を奨励し、市内の技術や資源などを活かした産業振興を促進します。
- 居住住宅における新築、修繕、解体等の工事において市内の登録事業者のみ利用可能な助成付き建設券を発行し、市内の住宅関連産業の振興を図ります。
- BIS 制度等について市内住宅関連事業者へ情報提供と情報共有を図り、人材育成などを支援し、良質な住まいづくりに向けた技術力向上に努めます。

個別施策	重要施策	担当課
・市内住宅関連事業者の優れた技術・建築部材等の有効活用の促進	○	建築課
・住宅関連工事における市内建設業者利用の推進		商工労政課
・BIS 制度等の啓発普及による技術力向上		建築課

(参考) BIS 制度



3-2 まちなか居住の推進

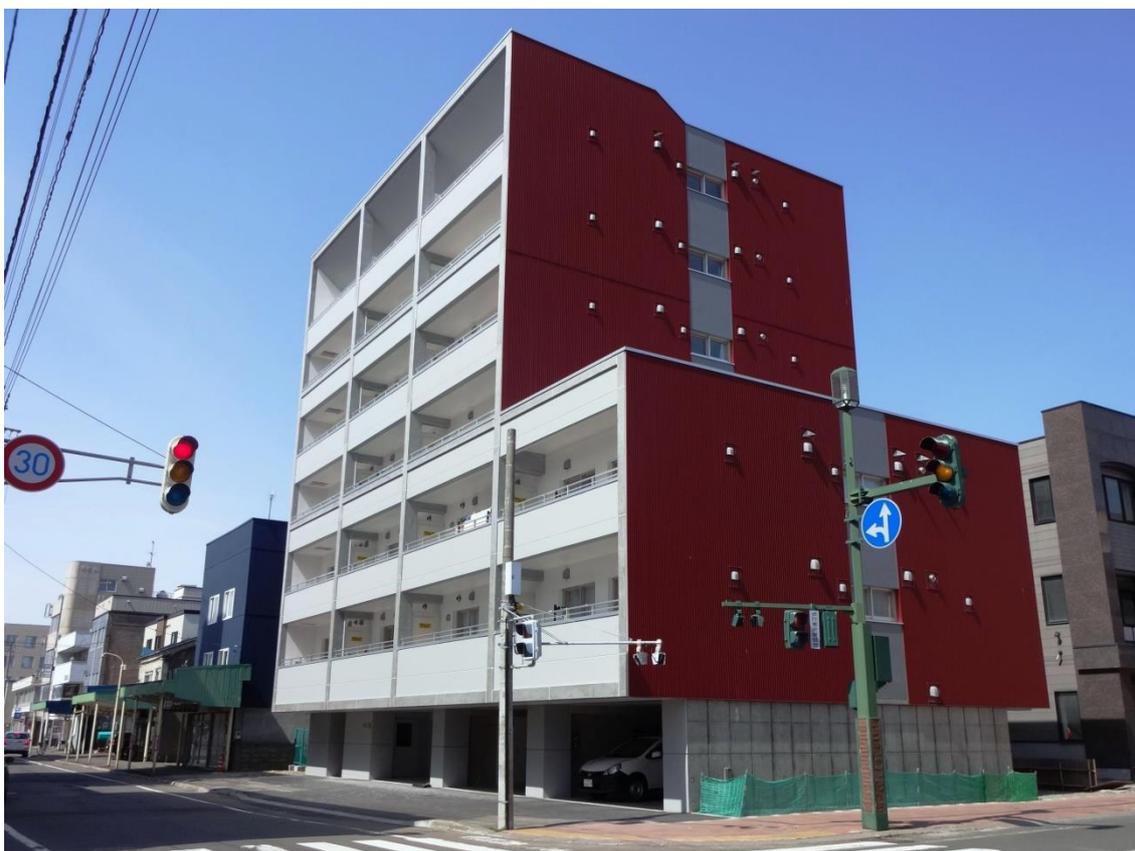
利便性の高いまちなか居住を推進することにより、人口・世帯数の減少が続く中においても、市民が快適に暮らし続けられる持続可能な安心・安全で快適な住環境の形成に努めます。

施策の方向性

- 市営住宅等については、まちなかへの集約を進めます。
- 立地適正化計画の策定による居住誘導区域の設定を検討します。

個別施策	重要施策	担当課
・まちなかへの市営住宅等の集約	○	建築課
・都市機能・居住誘導のため立地適正化計画の策定の検討		都市計画課

(参考) まちなかへの市営住宅等の集約：市営住宅2条団地（平成29年度竣工）



3-3 地域で支え合い安心して暮らせる住環境づくり

高齢者や障がい者が住み慣れた地域に必要なサービスや支援を受けながら安心して暮らすことのできる住環境の実現を目指します。

施策の方向性

- 福祉施策と連携し、高齢者等の除雪や雪下ろしの負担が軽減されるサービスを行います。
- 福祉施策と連携し、高齢者等が安心して生活を継続できるよう緊急通報サービスの普及を進めます。

個別施策	重要施策	担当課
・福祉施策と連携した高齢者等の冬の暮らしへの支援	○	高齢介護課
・福祉施策と連携した緊急通報サービスの普及促進		高齢介護課

3-4 岩見沢市の環境と調和した住環境づくり

人口の減少や高齢化の進行により住環境の維持や管理に支障が生じる状況も考えられることから、地域コミュニティによる住環境の維持・向上を図り、市民が快適に暮らし続けられる持続性の高い住環境の形成に努めます。

施策の方向性

- 公園や花壇の整備など生活環境の向上を図る地域コミュニティでの取り組み等について、市民・地域の主体的なまちづくり活動による良好な住環境の形成が図られるよう、活動に対する支援を行います。
- 中心市街地など一定のエリアにおいて、住宅・建築物のまちなみや景観に関するガイドラインの作成を検討します。
- 空き地などの未利用地における半公共的空間としてのルールづくりを検討します。
- 豊かな自然環境などが好評な北村地区では住宅用地の分譲をしており、今後も継続して北村地区の魅力を発信し定住促進に努めます。

個別施策	重要施策	担当課
・市民との協働による住環境づくりの推進	○	市民連携室
・まちなみや景観に関するガイドラインの検討		都市計画課
・空き地利活用を促進する仕組みづくりの検討		都市計画課
・北村地区における住宅用地の分譲		財政課

5章 重要な取り組み

本計画の基本理念である「だれもが安心して住みたいと思える安全で快適な住まいづくり」の実現に向けて、市内の課題に対応する以下の3項目を重要な取り組みとして、必要に応じて各担当課が連携・横断的に取り組むことに努め、市内の住宅・住環境の向上を目指します。

重要な取り組み

1

住宅に関する総合窓口の整備

重要な取り組み

2

良質な住宅の普及促進

重要な取り組み

3

**だれもが安心して住み続けられる
住環境や産業の促進**

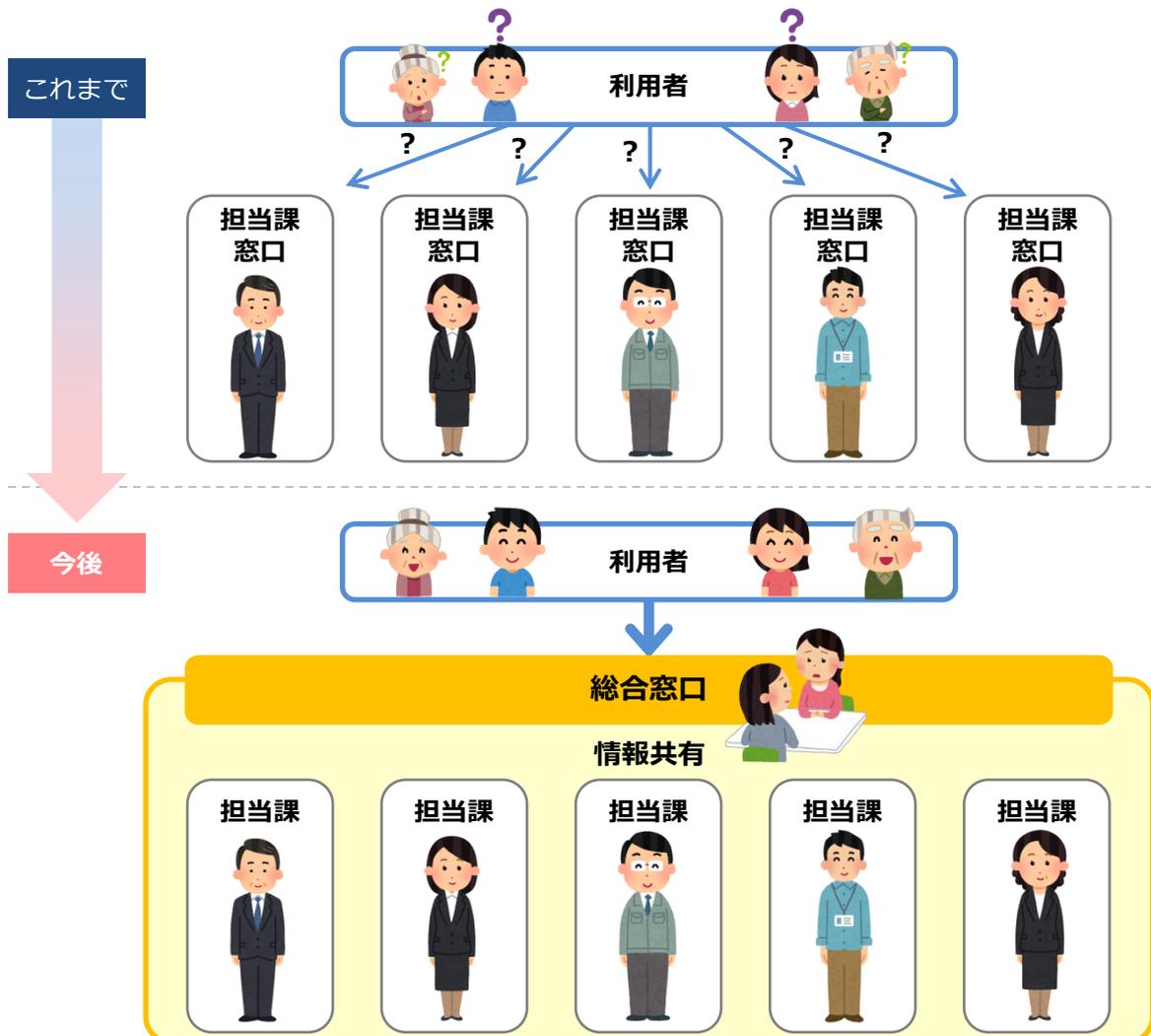
重要な取り組み 1 住宅に関する総合窓口の整備

現在、市では、各担当課が住宅の新築や増築、空き家バンク登録、管理不全な空き家の対応、耐震診断・改修、高齢者の住まい、市営住宅、住替え、移住などについて、それぞれが対応している状況があります。アンケートでも、リフォームを行った際に約半数が助成・補助制度を利用しておらず、リフォーム実施時に約3割が工事業者の選定に困ったと回答しているなど、市民・事業者にとって、必ずしも市からの情報提供が行き届いているとはいえない状況にあります。

このようなことから、各部署の連携を図り、情報共有を進められるよう取り組むとともに、住宅情報に関する総合的な窓口の設置に向け検討を進めます。これにより、例えば住宅リフォーム支援の申込みにあわせて耐震診断を紹介するなど市民への情報提供が図られ、住宅施策の促進と市民サービスの向上が期待できます。

- | | |
|-------------|--|
| 重要施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅情報総合窓口の設置 ・空き家・空き地に関する情報提供の充実 ・新たな住宅セーフティネット制度の登録推進 |
|-------------|--|

図5-1 住宅に関する総合窓口の整備に向けた展開イメージ



重要な取り組み 2 良質な住宅の普及促進

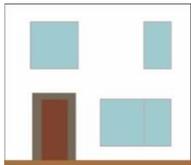
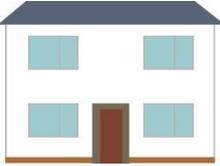
市では、これまで住宅取得や中古住宅リフォーム、耐震改修など多岐に渡る支援を行ってきました。

しかしながら、既存住宅において高齢者等のための設備は全くない住宅が5割弱あり、アンケートにおいても、住宅性能に資するリフォームは少ない状況です。

今後は、これまでの支援に対して断熱性能向上やバリアフリー化等の住宅性能の向上に資する工事については支援の拡充を進め、良質な住宅の普及に取り組めます。

重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 北方型住宅 2020」を基本とした持ち家取得の促進 ・子育て世帯に対する持ち家取得の支援 ・住宅リフォームによる性能向上・長寿命化の推進 ・木造住宅の耐震化促進 ・民間賃貸住宅の子育て世帯対応改修の促進 ・民間賃貸住宅の高齢者等対応改修の促進
------	---

図5-2 良質な住宅の普及促進に向けた展開イメージ

住宅の種類	支援施策など
新築住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 北方型住宅 2020」に適合する住宅の新築を促進 ・子育て世帯が新築住宅を取得した場合の支援 ・住宅金融支援機構等の金融機関との協定による融資優遇
中古住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が中古住宅を取得した場合の支援 ・住宅金融支援機構等の金融機関との協定による融資優遇 ・住宅の性能向上や長寿命化が図られるリフォーム支援の拡充 ・木造住宅の耐震改修に対する支援
賃貸住宅 	<p>(新たな住宅セーフティネット制度登録住宅に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て対応改修の支援 ・バリアフリー改修の支援

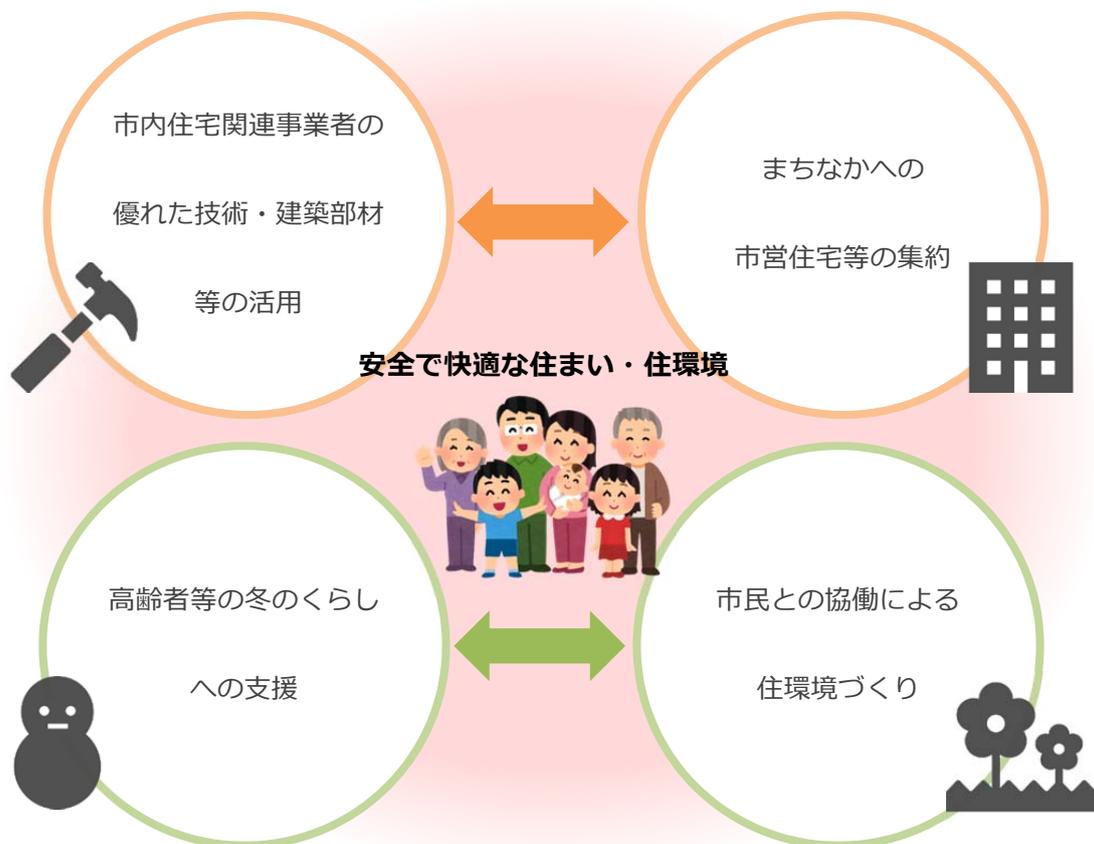
重要な取り組み 3 **だれもが安心して住み続けられる住環境や産業の促進**

人口・世帯数減少の進行により地域内の人口密度が低下すると、冬の除雪などの住環境やコミュニティ維持が懸念されます。アンケートにおいても、除排雪など雪対策に対する施策要望が最も高く、市民の多くが地域コミュニティの希薄化を感じています。

豊かな自然環境などの魅力を有している本市の優位性を活かしながら、子どもから高齢者までだれもが地域で安全、安心して暮らし続けることができる住環境づくりに取り組むとともに、住環境形成の重要な担い手である住宅関連産業を支援し、地域経済や地域の活性化を促進します。

重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内住宅関連事業者の優れた技術・建築部材等の有効活用の促進 ・まちなかへの市営住宅等の集約 ・福祉施策と連携した高齢者等の冬の暮らしへの支援 ・市民との協働による住環境づくりの推進
------	--

図5-3 だれもが安心して住み続けられる住環境や産業の促進に向けた展開イメージ

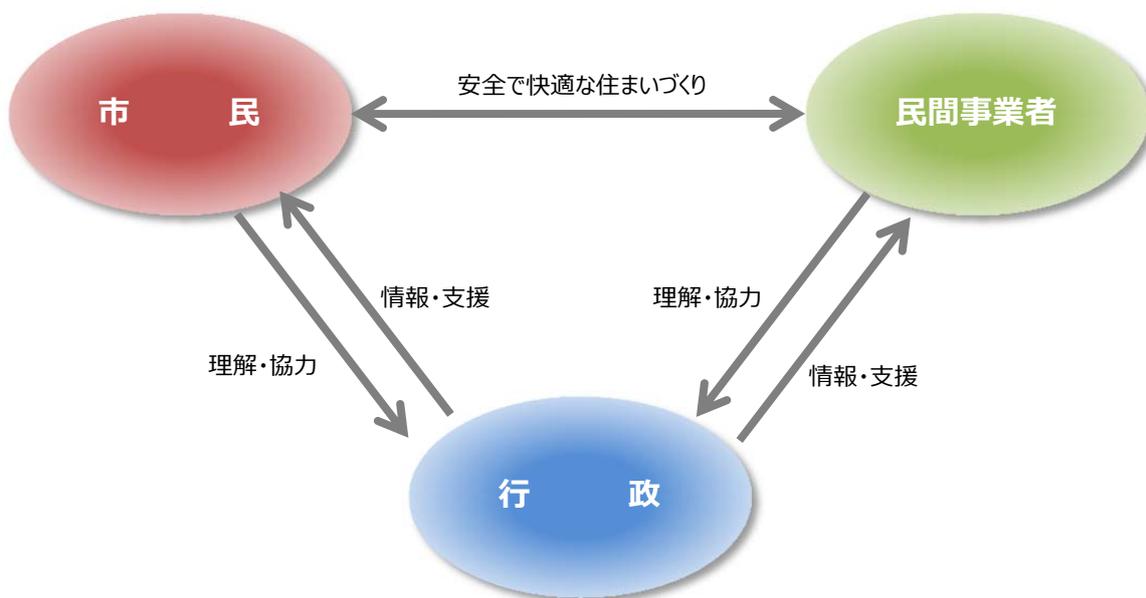


6章 計画の推進方針

1 市民・民間事業者との連携

本計画の基本理念の実現のためには、市民や事業者の主体的な取り組みが重要であることから、本計画の住宅施策等に関する情報については市民に広く情報公開し、市民・事業者と連携を図りながら住宅施策の推進に取り組みます。

図6-1 市民・民間事業者・行政の連携イメージ



2 北海道・関係機関との連携

住宅施策においては、北海道と連携しながら進めるとともに、国や道、関係機関等の住情報を活用した施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画内容は、住宅施策の関係課を委員とする住生活施策推進会議を定期的開催し施策の進行状況の確認、事業成果の評価を行います。

参 考

1 岩見沢市住生活基本計画策定委員会

(1) 設置要綱

岩見沢市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成20年度に策定した岩見沢市住宅マスタープランが平成30年度で終了したことから「だれもが安心して、住みたいと思える安全で快適な住まいづくり」を実現するため、人口減少・少子高齢社会の進展に伴う住宅施策の課題を整理するとともに、国、北海道における新たな住生活基本計画のポイントを踏まえながら、今後10年を計画期間とする新たな住宅マスタープランとして岩見沢市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、岩見沢市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者

(委員の任期)

第3条 委員の委嘱期間は、基本計画の策定が完了するときまでとする。

(会長)

第4条 委員会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部建築課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

(2) 委員等名簿

岩見沢市住生活基本計画策定委員会委員等名簿

No.	氏 名	所 属	所属先職名	備 考
1	木本 晃	(株)北海道二十一世紀総合研究所	調査部・特任審議役	シンクタンク
2	五十嵐 一郎	岩見沢商工会議所	副会頭	地域
3	村上 勝則	(福)岩見沢市社会福祉協議会	会長	福祉(セーフティネット)
4	伊澤 珠樹	岩見沢市空き家対策審議会	会長	不動産鑑定
5	山崎 康行	(公社)北海道宅地建物取引業協会 空知支部	顧問	不動産流通
6	中田 信広	(一社)北海道建築士事務所協会 空知支部	支部長	住宅建築
7	近藤 寛	岩見沢建設協会	副会長	住宅建築
8	西原 輝	(独)住宅金融支援機構北海道支店	地域営業部門長	住宅融資
9	田中 一成	空知信用金庫	副本店長	指定金融機関
オブザーバー	佐藤 博司	空知総合振興局札幌建設管理部 建設行政室建設指導課	主幹	
事務局	松原 昭仁	建設部建築課	建築課長	
	背戸田 巧	〃	住宅管理係長	
	小島 聡	〃	住宅管理係主任	
	横内 理	〃	住宅管理係	
	中野 多	〃	〃	

2 岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会

(1) 設置要綱

岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会設置要綱

(目的)

第1条 平成20年度に策定した岩見沢市住宅マスタープランが平成30年度で終了したことから、国、北海道における新たな住生活基本計画のポイントを踏まえながら、今後10年を計画期間とする新たな住宅マスタープランとして岩見沢市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、総合的かつ効率的な推進を図るため、岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の基本的かつ総合的企画の協議・調整に関すること。
- (2) 基本計画の素案検討に関すること。
- (3) その他、基本計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 部会の委員は、所属の長から推薦があった者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が終了するときまでとする。

(会長)

第5条 部会に会長を置き、建設部建築課長をこれに充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、建設部建築課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

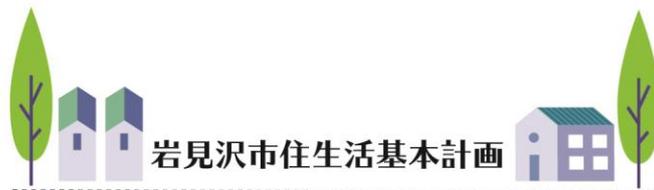
(2) 部会委員等名簿

岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会委員等名簿

No.	職名	所属	役職名	氏名	備考
1	会長	建設部	建築課長	松原 昭仁	
2	委員	総務部市民連携室	主査	和田 佳晴	空き家
3	委員	企画財政部企画室	企画調整担当主幹	高瀬 正浩	総合計画
4	委員	企画財政部財政課	予算総括担当主査	小森 尚幸	財政計画
5	委員	健康福祉部福祉課	主幹	寺西 拓也	障がい者福祉
6	委員	健康福祉部高齢介護課	主幹	薄井 元貴	高齢者福祉
7	委員	経済部商工労政課	商工労政係長	石井 正人	商工
8	委員	経済部中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化 推進係長	渡辺 佑介	中心市街地活性化
9	委員	建設部都市計画課	都市計画係長	市川 裕之	都市まちづくり
10	委員	教育部子ども課	主幹	中川 和彦	子育て支援
11	委員	建設部建築課	住宅管理係長	背戸田 巧	市営住宅管理
12	委員	建設部建築課	建築係長	田村 健	公共建築
13	委員	建設部建築課	建築指導係長	清水 一広	民間住宅
	オブザーバー	空知総合振興局札幌建設管理部 建設行政室建設指導課	建築住宅係長	朝野 哲夫	
	事務局	建設部建築課	住宅管理係主任	小島 聡	
		〃	住宅管理係	横内 理	
		〃	〃	中野 多	

3 策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 7月 4日	第1回 岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会 開催
令和元年 8月 9日	第1回 岩見沢市住生活基本計画策定委員会 開催
令和元年 9月12日 ～9月27日	「岩見沢市の住宅・住環境に関するアンケート調査」実施
令和元年10月28日	第2回 岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会 開催
令和元年11月22日	第2回 岩見沢市住生活基本計画策定委員会 開催
令和2年 1月15日 ～1月28日	岩見沢市住生活基本計画（素案） パブリックコメント （意見者数：1人 意見件数：1件）
令和2年 2月 7日	第3回 岩見沢市住生活基本計画策定庁内検討部会 開催
令和2年 2月26日	第3回 岩見沢市住生活基本計画策定委員会 開催



岩見沢市住生活基本計画

発行：岩見沢市
〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL：0126-23-4111（代表）

発行年月：令和2年3月
企画・編集：岩見沢市建設部建築課